

衆議院 商工委員會議録第三号

昭和六十二年五月十四日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 佐藤 信二君

理事 白井日出男君

理事 加藤 卓二君

理事 与謝野 馨君

理事 二見 伸明君

理事 甘利 明君

理事 小川 元君

理事 大坪健一郎君

理事 奥田 敬和君

理事 粕谷 茂君

理事 鴻池 祥肇君

理事 渡海紀三朗君

理事 額賀福志郎君

理事 宮下 創平君

理事 緒方 克陽君

理事 菅 直人君

理事 関山 信之君

理事 水田 稔君

理事 森本 晃司君

理事 野間 友一君

出席國務大臣

通商産業大臣 齋藤 喜一君

時代理

通商産業大臣 齋藤 喜一君

出席政府委員

通商産業政務次官 中川 秀直君

通商産業大臣官 榎橋 祐治君

通商産業大臣官 山本 幸助君

通商産業大臣官 房総務審議官 末木風太郎君

通商産業大臣官 房審議官 杉山 弘君

通商産業省産業政策局長 杉山 弘君

第一類第九号

商工委員會議録第三号

昭和六十二年五月十四日

工業技術院長 飯塚 幸三君

特許庁長官 黒田 明雄君

特許庁特許技監 小花 弘路君

特許庁総務部長 照山 正夫君

特許庁審査第一部長 八木 規夫君

大蔵省理財局 川 信雄君

有財産第二課長 岡村 豊君

文化庁文化部長 岡村 豊君

作権課長 岡村 豊君

厚生省業務局長 佐藤 隆三君

済課長 佐藤 隆三君

特許庁審査第三部長 渡辺 秀夫君

會計検査院事務局長 小川 光吉君

総務第五局通商産業検査課長 小川 光吉君

商工委員会調査室長 倉田 雅広君

委員外の出席者

大蔵省理財局 川 信雄君

有財産第二課長 岡村 豊君

文化庁文化部長 岡村 豊君

作権課長 岡村 豊君

厚生省業務局長 佐藤 隆三君

済課長 佐藤 隆三君

特許庁審査第三部長 渡辺 秀夫君

會計検査院事務局長 小川 光吉君

総務第五局通商産業検査課長 小川 光吉君

商工委員会調査室長 倉田 雅広君

委員の異動

四月二日

甘利 明君

奥田 敬和君

矢島 恒夫君

同日

竹下 登君

渡辺美智雄君

野間 友一君

五月十四日

麻生 太郎君

額賀福志郎君

補欠選任

竹下 登君

渡辺美智雄君

野間 友一君

同日

甘利 明君

奥田 敬和君

矢島 恒夫君

同日

補欠選任

麻生 太郎君

額賀福志郎君

松本 十郎君

上坂 昇君

矢島 恒夫君

同日

金子原二郎君

鴻池 祥肇君

渡海紀三朗君

菅 直人君

野間 友一君

補欠選任

額賀福志郎君

麻生 太郎君

松本 十郎君

上坂 昇君

矢島 恒夫君

四月三日

円高不況下での中小企業対策等に関する請願外二件(伊藤茂君紹介)(第一四一九号)

同(中路雅弘君紹介)(第一五四五号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(清水勇君紹介)(第一八二〇号)

同(串原義直君紹介)(第一八一八号)

同(清水勇君紹介)(第一八二〇号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(中村茂君紹介)(第一八二二号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

同(若林正俊君紹介)(第二六〇七号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。宮澤通商産業大臣臨時代理。

特許法等の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○宮澤國務大臣 特許法等の一部を改正する法律案及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近時における目覚ましい技術開発の進展に伴い、特許出願内容はますます高度化・複雑化の度合いを深めており、技術開発成果の十分な保護の観点から、多面的かつ漏れのない形での特許権の付与が求められております。

また、国際技術交流の活発化に伴い、工業所有権の分野においても制度の国際的調和の必要性が増大しております。

さらに、医薬品等の一部技術分野においては、政府の法規制に基づく許認可等を得るための実験、審査等に相当の長時間を要するため、特許制度の前提である一定期間の権利の専有による利益がその間享受できないという問題が生じております。

加えて、工業所有権に関する事務の総合的機械化計画等を予定しており推進するため、特許特別会計の財政的基盤を確保する必要があります。

本法律案は、以上のような工業所有権制度をめぐる最近の情勢に対処するため、工業所有権関係四法について所要の改正を行うものであります。

なお、昭和六十年九月から工業所有権審議会において慎重な審議が重ねられた結果、昨年十二月に「多項制の改善、諸期間の弾力化等制度の国際化・国際調和等のあり方に関する答申」が提出されておられ、本法律案はこの答申にかなう内容となっております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許出願等に関し多項制を改善するものであります。我が国では従来から特許等の権利

請求の範囲を複数の項で記載し得るいわゆる「多項制」を採用してまいりましたが、その記載内容及び方法に制約があることから、最近ますます高度化し、複雑化する技術開発の成果を漏れなく保護するには不十分なものであることが明らかになってきております。このため、技術開発の成果の十全な保護を図り、あわせて出願手続の負担の軽減等に資するべく、多項制について所要の改善を行うものであります。

第二は、制度の国際的調和等を図るため、各種手続期間の弾力化等を行うものであります。具体的には、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張した者が提出すべき証明書の提出期限の延長、異議申し立て期間の延長等を行うものであります。

第三は、特許権の存続期間の延長制度の創設であります。これは、安全性の確保等を目的とする法規制に基づく処分であつて当該処分は、手続等から見て当該処分を受けることが必要であるため、特許発明を実施することが二年以上できなかったときは、五年を限度として特許権の存続期間の延長を認めるものであります。

第四は、手数料等の改定を行うものであります。これは、出願料、特許料その他の手数料等の金額または限度額について、工業所有権に関する事務の総合的機械化計画を予定しており推進するために必要な経費等を勘案して、所要の引き上げを行うものであります。

本法律案は、これらの事項について所要の措置を講じるため、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法についてそれぞれ所要の改正を行うものであります。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法、いわゆる民法法は、近時の技術革新、情報化及び国際化の進展等の我

が国経済社会を取り巻く内外の環境の急速な変化に対応して、経済社会の基盤の充実に資するよう新らしい施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するための各般の措置を講ずることを目的として昨年制定されたものであります。

しかしながら、民法法制定後においても、我が国経済社会をめぐる環境は以下申し述べますように引き続き変化しつつあります。

その第一は、情報化、国際化の進展に即応した地域開発の必要性の増大であります。この要請にこたえるためには、高度な情報処理または電気通信の機能を有する施設を整備し、これを中核として地域開発を推進することが不可欠であります。

第二は、我が国経済社会の国際化の一層の進展であります。パランスのとれた投資交流を進め、我が国経済社会の国際化をさらに進展させていくためには、外国企業等の我が国市場への進出の円滑化を図ることが必須の条件であります。しかしながら、外国企業等が我が国市場への足がかりをつかむための拠点となる施設の立地条件を満たす地域は限られており、対日進出が困難である一因となっております。

以上の課題に対処し、我が国経済社会の発展の基盤の一層の充実に資するため、以下御説明する二つの施設を民法法の対象施設に追加することを目的として、本法律案を立案した次第であります。今回追加することとしている施設の概要は次のとおりであります。

第一は、情報処理または電気通信の高度化により経済社会の情報化及び国際化に対応した都市機能の高度化または港湾の利用の高度化を図るために設置される施設であります。具体的には、

- 一 国際経済関連情報の集積・処理、エネルギーコントロール等地域内の高度情報処理サービスを中心に行う高度情報センター
- 二 本邦内外との間の衛星通信、地域内の高度サービス統合デジタル通信等を行う電気通信中枢センター
- 三 これらと一体として整備されるインテリ

ジェントビルであります。

第二は、外国企業等の我が国市場の開拓を円滑化するために設置される施設であります。具体的には、

- 一 本格的な対日進出に向けて準備活動を行っている外国企業等の立ち上がりまでの事業場施設
- 二 翻訳、文書作成、我が国商慣行等の情報提供等を行うための共同利用施設

以上が、特許法等の一部を改正する法律案及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 特許法等の一部を改正する法律案について審査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。緒方克陽君。

○緒方委員 私は、今回の法律案の改正について、特に貿易摩擦の問題もあるということで大臣にぜひともお尋ねをしたいというふうに言っておりますけれども、大蔵委員会の方でどうしても呼ばれたというようなことでございますので、いらっしゃらなければ、そういう趣旨も含めて次官の方で御答弁をお願いしたいというところで、二点ほどまず最初に質問をしたいというふうに思っています。

今回の特許法の改正をめぐる国際的な情勢の特徴というものはいろいろあるかと思うわけでありまして、特許法的に言うならば三つほど挙げたいわけでありまして、

一つは、今も提案の中にありました多項制を中心とした日本の特許法体系のおくれ、そして二つ

綴り

目には技術革新の目覚ましい発展とこの情勢を受けての知的所有権の保護の必要性、そしてまた国際的な協調、そして三つ目にはアメリカの経済的力量の後退を他国へ責任転嫁をするということ、その具体的な一つの例として、貿易摩擦の一項としていわゆる特許の問題が取り上げられていくと思うわけです。

そこで、この貿易摩擦の根本というのは、アメリカの経済政策の失敗を他国に押しつける、ここに根本的な問題があるのではないかとこのように思うわけです。そもそもアメリカがいわゆる赤字に転落をさせたのは、レーガンがレーガノミックスという事で一九八一年から毎年減税は一〇%ずつやる、それに見合う財政支出は削減をする、しかし片一方では軍事力だけは増強するという事でございます。その結果が大幅な財政赤字を生み出し、また貿易赤字を増大させた要因であると思うわけでありませう。

日本は確かにいわゆる世界一の貿易黒字国でありますけれども、それでは私たちの国民生活は豊かであるかといえ、それは言えないというふうなふうに思っています。

アメリカは結局みずからの財政政策の失敗を諸外国、いろいろありますが特に日本に押しつけようとしていると思えますし、その一環としていわゆる知的所有権、特許の問題も押しつけられてきているというふうなふうに思っています。この点についての御見解をお尋ねしたいと思います。

○中川政府委員 現在の日米貿易摩擦の背景には、減少しない大幅な米国の貿易赤字、その米国内のいら立ちというものがあのように思えます。しかし、こうした米国の政治的、感情的な動きに対応して、我が国はやはり冷静かつ着実に事象を荒立てないという意味だけではないか。これは単に事を荒立てないという意図だけではなく、言うべきこととは言うが、しかし基本は冷静、着実にということ、緒方先生も御承知のとおり、具体的には引き続き内需拡大、輸入拡大並びに経済構造調整等、でき得る限りの努力を行っていくということでは

ないかと思っております。

一方、御指摘がございましたけれども、現下の日米貿易問題の背景には、米国の財政赤字、米国の産業の国際競争力の低下等、米国自身の問題があることも事実でございます。したがって、これらの問題について米国自身の改善努力を強く求めておるところでございます。

先日の日米首脳会談におきましても、レーガン大統領から、我が国の内需拡大等の努力を積極的に評価するとともに、米国の側では財政赤字を削減していく、競争力を向上させていくという旨の表明があったと承知をいたしておるところでございます。

○緒方委員 今、冷静かつ言うべきことは言うという御答弁があったわけですが、しかし、マスコミの報道にいたしましても、我々国民が見る目からしましても、一方的に押しまくられたのではないかという気がしてならないわけでありまして、冷静というのには大事であります、言うべきことについては言われていないのではないかと気がします。この点については今後の問題としてそういう立場で強く臨まれるように申し上げておきたいと思っております。

それで二つ目の問題で、これはこの特許法の改正とも関係があるわけですが、同じく日米の問題で御質問を申し上げます。

その具体的な中身は、アメリカのいわゆる特許における先発明主義というものがあつたわけですが、これを早急に是正をさせるということが必要ではないかということで、このことについての政府の具体的な対応といえますか、そういうものをもっと強力にやるべきではないかということ御質問を申し上げます。

四月二十八日付の日経新聞を見ますと、アメリカのケバート議員——ケバートというのか、ケバートというのかよくわかりませんが、ケバート議員は、日米の貿易摩擦の問題で、対米不公正の具体的な例として著作権の保護が十分であるということ、このほか商標、特許登録

の事務処理のおくれが不公正に相当すると言っているわけでありませう。これは記者会見で言ったということになっております、新聞では、この言っておりますことは、一面は確かに当たっている。例えばいわゆる事務処理のおくれの問題は確かにあると思えますが、しかしそのことだけで済むのかといえ、やはりアメリカ自身にも問題が正しく提起をすべきではないかと思っております。

特許をめぐって、世界的に見ても我々から見て、いわゆるアメリカの先発明主義というのは例外的でありまして、アメリカは平等であるというふうな言っておりますけれども、実際にアメリカにおける先発明主義というのは、結果として外国人に対して実質的な差別が行われているというの先発明主義については、アメリカにおいても問題の解決のために出願主義への動きもあると聞いております。しかしながら、アメリカはこれまた御承知のとおり独特の訴訟社会でありまして、また独特の哲学を持った国でもございます。したがって、世界の世論といえますか、あるいはこのこと自体が通用しないよというふうなことがアメリカ全体に広がるようなアピールと具体的な手だてといえますか、そういうものをしたいかなければいけないのじやないかと思っております。そして、この点に關しまして政府の具体的な認識と、いわゆるアメリカの先発明主義が実態として外国人に対して実質的な差別になっているというこの是正をするための手だてといえますか、そういうものについて政府としてはどうされるのか、あるいははさるようとしておられるのかということについてお尋ねいたします。

○中川政府委員 ただいまお尋ねのあつた点は、世界の知的所有権制度の調和といえますか、そういう点に關して最も重要な問題であると私も考えておる次第であります。

米国の採用している先発明主義は、日本を含む世界の大多数の国が採用している先願主義とは基本的に異なるわけでございます。なお、その先発

明主義を採用している国は米国のほかカナダとフィリピンの合計三方国でございます、カナダにおいては国会に先願主義に変える法案も提出した、こういう動きもあるように承知いたしております。米国はことしの三月にWIPO、世界知的所有権機関における特許制度の調和に関する検討会合、ハーモナイゼーションミーティング、こう言っておりますわけですが、その場において先発明主義から先願主義への移行を正式に表明をいたしましたわけでありませう。

我が国としては、特許先進国の一つである米国の先発明主義から先願主義に移行するという動きは、先ほど申し上げましたとおり、特許制度の国際的調和に大きく貢献をしますし、また我が国の利益にも資するものでございますので、これを歓迎をし、また積極的に支持し、推進をしていきたい。具体的には、先ほど申し上げたWIPOの場、あるいは日米欧の三特許庁間における協力の場等においてこれを評価をし、支持をし、推進をしていくということであろうかと存じます。

やはり一国の法律改正の問題ですから、それ以上のことにはなかなか言えないわけでありませうけれども、国際機関の場で十分に、世界の調和という見地から一刻も早く推進していただくように、これからは我々としてはお願いしていきたいと思っております。

○緒方委員 アメリカの先発明主義に対してはWIPOの場とかその他で働きかけていきたいというふうな御答弁があつたわけですが、どうも日本政府の場合には、そういう具体的な対外的な働きかけが余り上手でないような気がするわけですね。ケバート議員などは、とにかくテレビでもいろいろな問題でも取り上げてほんほんやってくるのに、我々は、日本の政府は公式の場で余りいろいろな議題の中の一つとして取り上げられるという事で、アピールをしないような、そういう取り組みであるような気がしてなりません。そのこととはあろうと思っておりますが、宣伝の仕方とい

されたわけですけれども、当時から、いわゆる特許協力条約加盟のための形式だけを整えた多項制であつて、多項制の名に値しないのではないかと。極端な言い方をすれば、木に竹を接ぐものであるといふような批判をされた。工業所有権審議会に参画をされた委員の一人からもそういうふうなことが出ているといふふう聞いています。

今回は一体どうかということであり、昨年の十二月の十九日ですか、田村通産大臣に出された工業所有権審議会のいわゆる制度改善についてという答申では、特許請求範囲の記載の改善とか、二つ目に出願の単一性の範囲の拡大についてなどを出しておりますが、特にここで御質問を申し上げるのは、多項制の問題でありますけれども、今回の法律改正で、いわゆる審議会が答申した内容に一〇〇%こたえているといふふうに御理解のかどうか。九〇%か八〇%か、それはそれらの方の回答であります。そういうものになつていない点があるのではないかと。私には思ふわけですけれども、政府としての採点じやありませんけれども、本当に一〇〇%こたえたといふふうに御認識でありますか、その点についてお尋ねをいたします。

○黒田政府委員 工業所有権審議会一年余にわたります御討議をいただいたわけでございますが、その趣旨とするところは、やはり現在の請求制度は多項制とはいふもののお欧米のものに比べて不十分であるという認識に立っております。それを改善するために現在の制度を改める必要があるということでございます。それで、その趣旨とするところは、私どもとしては今回の法律制度の改正に十分に織り込まれているといふふうに考えております。

御承知のように、審議会の答申は、いわば法律の専門家のものではございませんで、いろんな関係者、有識者が入つておられます。そういう関係上、目指す政策的な方向ないしは制度改正の趣旨についていろいろと御答申いただいたわけでございます。

すが、同時にこれを制度化するに当たりましては、現在厳として存在いたしております特許法というものがござります。そしてこれは先ほど来申し上げておりますように大正十年以来の歴史的な経過の上に成り立っております。この特許法の規定に基づいて出願する出願人の数も極めて多く、その範囲は広範にわたるわけでございます。ですから私どもとしては、答申の趣旨は十分に尊重しながら、かつ、こういう歴史があり適用の範囲も広い法律の適用について混乱を来すことのないように、従来の制度との整合性をよく考えながら考へてきたわけでございます。内閣法制局と種々この答申の趣旨をどのように制度的に盛り込むかについて長い協議、審議を受けてきたわけでございますが、その結果こういう制度が最適であるといふふうに理解しているわけでございます。

○緒方委員 今回の御答申では、最適であるということ、審議会というのは法律の専門家だけではないということ、いろんな人が入つていられるからといふような答弁で逃げられたわけでありまして、一〇〇%か九〇%かという問いに対しては、一体一〇〇%かといふふうに御理解のかどうか、いま一度お尋ねをいたします。

○黒田政府委員 趣旨は十分に実現されているといふふうに考えております。

○緒方委員 私の問いに対して数字ではなかなかお答えになりませんが、大変遺憾であります。いづれこの法律が具体的に生きていく段階でいろんな問題が出てくるのではないかと、出なければいけません。そういう意味で今あえて御質問をしたわけでありまして、

次に、これと同じような趣旨で、ぜひこれはやはり政府としても考へるべきではないかという趣旨で、同じような趣旨で恐縮でございますが、お答えを願いたいと思つております。

今回の改正の前に、直接関係いたします特許に非常に関連のある会社などで組織しております特許協会の加盟各社に対して、法改正の問題でアンケート調査が行われております。これは昭和六

十一年の八月に出されております「特許管理」の千五百四ページに載っているわけで、これは多項制の問題であります。ほかにもいろんなアンケートの答えが出ております。それによりまして、四百六十五社から大体八五、六%の回答があつていふようですが、その四百六十五社から得た回答のうちで、このアンケートの項目でありますけれども、一、出願に記載できる発明の範囲をPCT第十三規則に記載された範囲にしようといふという項目で、実に八四%がそういうふうになつていふわけで、今法律の専門家とか法制局とかいろいろ話が出ましたけれども、結局国際的ないわゆる特許条約の第十三規則に記載された範囲にするという要望、業界はこういうふうに希望しているといふのが実に八四%あるわけでありまして、この点についてどうお考えか、お答えをお聞きしたいと思います。

○渡辺説明員 ただいま御質問の点でございますが、今回の法改正におきます多項制の改善でございますが、これはまず第一に、欧米の諸国で認められておりますように、一発明を多面的な表現によりまして複数の請求項に記載することを認めるということでございます。この第一点は、まさにPCT及びヨーロッパ特許条約等で行われておりますものと全く同一でございます。その次に、技術的に関連性の高い複数の発明につきまして、これを同一の願書で出願できる範囲をやはり欧米並みに拡大しよう、この二点でございます。

この二点の改正の結果、我が国の多項制は、アメリカ特許法及びヨーロッパ特許条約の運用と全く同一となるわけでございます。この点につきましては、日本特許庁、アメリカ特許庁及びヨーロッパ特許庁、三極で行つております三極会合におきまして、そこにおきます三庁の制度運用に対しまして比較研究の結果からも、この改正によりまして全く同じになるという点が確認されておるわけでございます。例えば現行法でございまして、ややヨーロッパ及びアメリカの運用と違ふ点がござります。御指摘のとおり、例えば物と物の改

良物あるいはその製造方法等につきましては、現行では同一の願書で出願できないわけでございますが、この改正法によりまして、欧米で行われておりますと同様に、このようなものも一つの願書で出願できるということになるわけでございます。ヨーロッパ特許条約、アメリカ特許法の運用とはほぼ一致するということでございます。

○緒方委員 私が質問をいたしましたのは、そういう諸外国との整合性の問題とかあるいは言葉の表現の問題もあると思うのですが、業界、いわゆる一番当事者であります出願人がそういうふうな八四%も要望をされているということについて、こたえているのかどうかということでありまして、そのことについてお答えをお願いしたいといふふうに思ひます。

○黒田政府委員 その要望は満たされていると御了解いただきたいと思ひます。

○緒方委員 これは、私が了解をすとかしなないとかいふことじやなくて、政府の方がどういふふうに見られるかといふことを質問しているわけでありまして、私は満たされていないといふふうに思ふから質問をしているわけでありまして、質問している側に、満たされているといふふうに御了解を願いたいと言つても、私としては御了解はできないわけでございます。政府の方がどういふふうにお考えですかということ。私は満たされていらないのではないかと。それは内閣法制局もあるでしょう、それからいろいろ聞きまして、こども法曹界とかそんなところがいろいろありまして、アメリカの先ほど言いました訴訟社会じやありませんけれども、そういうものがあつてなかなかかしがらみでこの問題もすつきり進んでいかないといふことはわかりますけれども、そういう加盟各社の八四%のところを言つていふことについて政府はどうお考えかということ結構でございます。私は満たされていないといふふうに思ひますから、政府の考えだけをお聞きしておけば、後はそのことについて業界なり出願人の方々がどう判断されるかという材料としてお聞きをしてい

るわけですから、そういうことで御対応願いたいと思ひます。

○黒田政府委員 特許協力条約に基づきますPCT規則一三・四というところに、「発明の単一性の要件の規定に従うことを条件として、従属請求の範囲の特徴がそれ自体で発明を構成すると認められる場合であっても、独立請求の範囲に記載されている発明の特定の態様について保護を求めざるべき数の従属請求の範囲を同一の国際出願に包含させることが許される。」というふうに規定されております。そうではございますが、従来の我が国の多項制については、先ほど米の御議論にございますように、必須要件以外に認められるものとして発明の実施態様のみということになつていたわけでございますが、今回は大きく言ひまして三点の改正を行つております。

第一には、一つの発明について独立形式、従属形式というものがございすけれども、こういうたものにかかわりなく、多面的で自由な表現によつて複数の請求項を記載することができるといたしました。かつこれらの新規性、進歩性等の判断については個々の請求項ごとに独立して判断をするということにいたしておる点が第一点でございます。

第二には、一定の技術開発の流れのもとにあります相互に密接な関係のある発明について、欧米主要国並みに同一の願書で出願できることとしております。独立形式に限るといふ記載形式の制限も撤廃することとしております。

第三に、今の第一点、第二点とあわせて出てくる効果といたしまして、複数の請求項を記載する場合に、単一性を満たす限りにおきまして、それらの請求項が相互に別発明を表現しているか、同一発明を表現しているかといったようなことを問わないというふうにしていただいております。

私も、そのアンケートの時点とか、あるいはどういう質問をしたかについてはつまびらかにいたしません。現在まだ多項制が実現していないわ

けでございまして、ぜひともこのPCT規則に言われるような多項制が実現するようにしてほしいという要望がそのときもあり、現在もございす。そういった要望が多分そのアンケートの結果に出てきているのであろうかと思ひます。私どもの原案が不十分であるということではなくて、私どもの原案にございすようなそういう多項制をぜひ実現してほしいという意味のアンケート結果ではないかというふうな受けとめをします。

○緒方委員 まともになかなかお答えにならないわけですが、今のお答えをそれぞれ出願される人なり団体はどう受けとめるかというの、これからの特許庁に対する皆さんのいろんな考え方に左右されるという意味で、今の御答弁は私は納得してございす。業界の皆さん方、出願される皆さん方がそれぞれ判断をされると思ひますので、回答は非常に不満足でありすけれども、そのことについてはこれから皆さんの判断にお任せをしたいと思います。

そこで、この問題の多項制の繰り返しのようになつておりますが、先ほどPCTの話とかいろいろなことが出てございす。欧州特許条約とかあるいはアメリカの特許法などありますけれども、このいわゆる諸規定と整合するのかが一つのことです。具体的に言いますと、EPCでは保護が求められてる事項を明示する、そして請求の範囲は明確かつ簡潔に記載して明細書により裏づけられることになってございす。それからPCTの方は、第六条であります、「請求の範囲」で、請求の範囲には保護が求められてる事項を明示する、請求の範囲は明確かつ簡潔なものではない、請求の範囲は明細書により裏づけをされたものでなければならぬとなつてございす。アメリカの特許法では、もう言わずもがなでありまして、一またはそれ以上の請求項を結論的に記載をしなければならぬということになつてございす。今回の法改正は、いろいろ解釈をすれば結論的には欧米並みであり、それぞれの特許条約機構と整合するし問題は無いというふうな言われ

ているわけですが、何遍も言ひますけれども、そうであれば、保護が求められてる事項と具体的な範囲にございす。今回の工業所有権審議会でも、あるいは今回の法改正でも、いわゆる国際的協調というのが言われているわけですね。さっきの提案でも言われ、今でもいろいろ言われているし、これは大きな問題であるわけですが、そうであればあるだけ、何か注釈をして、いやこうこういう理由だから、これは今の世界の法律といわゆる請求項の中心、特許を求めめる事項の中心は変わらないというふうな言われても、なかなか納得しがたいわけでありまして、やはり世の中はわかりやすくしなければならぬというふうな思ひます。

そうしますと、再度の質問になりますけれども、やはり保護を求められてる事項を請求項というふうにするべきでないかというふうな思ひます。その点について再度、これは最後の詰めみたいな話ですけれども、わかりやすく、国際的にいうことであればそうすべきではないかというふうな思ひますが、いかがでございすでしょうか。

○渡辺説明員 御指摘の点でございす。ヨーロッパ特許条約及び特許協力条約、PCT、EPCと呼ばれてございす。これはいづれもその条文では、御指摘のところにクレームにおきまして保護を求めめる事項を明示する、条約上明文の規定がされてございす。いづれも保護範囲の機能が明示されてるわけではございす。今回の法改正におきましては、請求項には特許を受けようとする発明の構成に欠くことのできな事項のみを記載しなければならぬ、この規定をいまして、保護範囲の機能に加えて一つ一つの請求項から必ず発明が把握できる構成要件の機能も明示してございす。

このように請求項をあらわす法律上の表現といたしまして、仮に構成要件の機能を明示しないことといたしますと、一つの発明を構成してございす構成の要素が幾つかの請求項にまたがって記載さ

れる、そのために各請求項に記載されているそれらの構成要素もまた発明ではないか、このような解釈がされかねない等の問題がございまして、特許請求の範囲の解釈に大きな混乱を招くことが懸念されるわけではございす。

ところで、PCT及びEPC、特許協力条約、ヨーロッパ特許条約におきましてもこの点は全く同一でございまして、確かに両条約は条文の中に明文の規定として構成要件の機能を記載してございす。しかしながら、両条約ともそのガイドラインにおきましては、独立クレームには発明を定義するために必要とされる必須の特徴のすべてを明確に特定しなければならぬ、この規定してございまして、ここにございまして構成要件の機能を担保してございす。

したがしまして、このような点にかんがみて今回の制度改正、多項制の改善におきましても、構成に欠くことのできな事項のみを記載するといふ構成要件の機能を従来どおり法律に明記したわけではございす。PCT、EPCは決して保護範囲の機能のみを有しているわけではございす。今御説明しましたように、運用面におきましては構成要件の機能をあわせ持つことを明確に担保している制度でございす。

○緒方委員 今ガイドラインという言葉が出てまいりましたので、その点はきょうの場ではなくて、また改めて問題を指摘をしたいと思ひます。それでは次に七番目の質問に入つてまいりたいと思ひます。

今回の答申、まあそれ以前であります。三十二年以来歴代の工業所有権審議会の考え方、いわゆる権利を要求する事項及び出願人が請求する請求項というふうなこれまたなつてはるわけですね。余り繰り返しのようでも、とにかくもうお話になるかと思ひますけれども、とにかくもうお話を上げたいと思ひます。

次の質問に入りたいと思ひます。

今回の法律の中では「特許を受けようとする発

明」ということが出てくるわけであり、第三十六條の四項で「特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載」することになっていくわけですが、従来の法律の中で言う「発明」と今回新たに出てきた「特許を受けようとする発明」というのは異なるものであるかどうか、同じものであるかどうか、その点お尋ねいたします。

○渡辺説明員 御質問の点でございますが、今回の改正案におきましては特許を受ける発明という文言を使っておりますが、従来のプラクティスをちょっと御説明したいと思うわけでございます。従来におきましても、発明の詳細な説明に記載した発明のうち出願人が一部の発明については特許を請求する場合につきましては、この一部の発明が特許請求の範囲に記載されてくるわけでございます。その他の発明が詳細な説明に書いてある場合にありましては、これらの発明につきましても一般には公開したけれども出願人が特許を請求しなかつたというふうに取り扱っておりますが、御指摘のとおり、条文の中には、この点や不明確な点があったものと考えられます。特許請求の範囲に関する規定中、従来単に「発明」と規定していたものを今回の改正におきまして「特許を受けようとする発明」に改めましたのは、以上のような点にかんがみまして、特許請求範囲の位置づけを従来法より明確にすることを意図しておられるわけでございます。すなわち、特許請求の範囲には、発明者が自分で発明し、その発明の中で自分の判断で特許を受けることによって保護を求め、その発明のみを記載することとしたものでございませぬ。これによりまして非常に明確化したものでございませぬかと考えておられるわけでございます。

○緒方委員 御案内かと思いますが、私一年生議員でございます。英語かフランス語かわかりませんが、プラクティスとかいろいろの言葉が出てまいりますが、日本の国会でありますので、日本語で答えていただきたいというふうに思います。申しわけございませんけれども日本の国会です。

すから。それからもう一つは、私が御質問いたしましたのは、今度の法律の中で「発明」と「特許を受けようとする発明」というのは同じであるか違うかという質問をしたわけでございまして、違うなら違う理由を、同じなら同じ理由であるという理由をおっしゃっていただきたい、質問に答えていただきたいと思っております。二つです。

○渡辺説明員 クレームに書かれている発明といふことは同じでございます。二つです。

○緒方委員 クレームに書かれている内容として同じだということですが、法律全体では一体どうなんでしょうか。

○渡辺説明員 出願人は、自分のいたした発明を明細書に開示いたします。そこにはいろいろな段階で多くの発明が書かれているわけでございませぬ。その開示されている発明、すなわち明細書の中に十分裏づけられている発明でございませぬ。この発明につきましても、出願人はどの発明について特許を請求しようとするかということを決して特許を請求しようとするかということを決してある発明の中から選ぶわけでございませぬ。それを特許請求の範囲に書く、それが特許を受ける発明である、このように申し上げたわけでございませぬ。

○緒方委員 質問は端的に言います。この法律の中で同じであるか否かということですか。違うか同じかを言ってもらって、その後また答えてください。

○渡辺説明員 発明としては同じでございます。○緒方委員 発明としては同じというの、法律の中で同じという意味でしょうか。もう一遍だけ最後に。

○渡辺説明員 同じでございます。○緒方委員 同じということでございます。これは、同じだからということ、法律の中には特別にその概念とかそういう条文は一切ないわけでは

ございませんか。

○渡辺説明員 おっしゃるとおり、ありません。○緒方委員 それでは次の質問に移っていきたくと思っております。それは審査処理期間のおくれをどうして取り戻すのかということでありませぬ。我が国の特許行政の現状は、御承知のように技術開発の競争の激化と、そしてまた企業戦略としての特許の重要性が認められておりました。だんだん工業所有権の出願件数も、また審査の件数もさらに伸び続けることが想定をされます。もちろん、今度の法改正でいわゆる手数料が五〇%ないし二割程度引き上げられると、一時的には下がるといふ傾向が今日までの値上げの段階でもあったようですが、特許庁の説明などを聞いておりましたも、それは一時的であつて、さらに上昇するというのは大きな流れとしては変わらないという御説明も聞いております。過去の例もそうなっているわけでございませぬ。

ところで、この件につきまして、ちょうど三年前でございますが、五十九年四月六日の衆議院の大蔵委員会、この特許法に絡んでの問題が議論されているのであります。その議事録の中で、これは長官だと思つて、政府委員の発言であります。こういう議事録になっております。審査処理期間は現在二年三カ月ないし二年四カ月であるが、中を少し短縮しますけれども、コンピューター化を進めたとしてもこの三、四年はむしろ延びるが、十年ぐらいたつと現状まで戻ってくる。つまり二年三カ月ないし四カ月に戻ってくる。ということだと思つて、しかし決してそれには満足しておりませぬというふうに答弁をされているわけでございませぬ。

決して満足しておりませぬというふうに答弁をされた後、三年間が経過しているわけでありませぬが、その後処理期間はどうかと思つて、お答えを願ひたいと思つております。○小花政府委員 今の点についてお答え申し上げます。六十一年度の状況でございますが、私ども一生懸命審査に努力をいたしまして約二十二万件ほど処理をしたのでございませぬが、残念ながら要処理期間は二年十カ月程度ということに今なつたところでございませぬ。

○緒方委員 特許庁の方からの今度の法案提案に当たつての資料を見させていただいたところでは、昨年あたりでは三年というふうな表になっているようですが、それが今日では二年十カ月ということでございますか。

○小花政府委員 おっしゃるとおりでございます。昨年ではちょうど三年前後だったのでございませぬが、これはいろいろの努力もございませぬが、ことしはいろいろの努力もございませぬが、出願人の方の、先ほど先生のお話のございました、料金値上げのときの駆け込みの反動で請求が少なかつたというようなこと等いろいろなことが関係しまして、現在二年十カ月という状況でございます。

○緒方委員 申しわけございません、二年十カ月というの、現在というのはいつどの時点でございませぬか。

○小花政府委員 六十一年度末の状況でございます。○緒方委員 六十一年度末で二年十カ月ということでありませぬが、これはいろいろの波があると思つて、三年前の審議で三、四年は延びて十年後にはもとに戻るといふことのように、今日現在の状況の中、料金値上げがされますと、幾らか下がるといふこともあると思つて、三年後の見込みも、処理期間はどれくらいになるかと考えてございませぬか。

○小花政府委員 いろいろの要素がございませぬが、なかなか予測は難しゅうございませぬけれども、現在のところ私どもは、やはり三年になつてしまふのではないかと、三年台になつてしまふのではないかと、三年台に考えております。

○緒方委員 二年十カ月が三年台ということですが、三年台といつても、前半と真ん中と後半では随分違うわけでございませぬ、どの程度を見込まれているのか。

〔委員長退席、奥田(幹)委員長代理着席〕
○小花政府委員 現在のところは三年の前半だと予測しております。

○緒方委員 そういふことの答弁があつたわけでございまして、まあ三年前の議論からしても決して満足してないといふふうに言われておりますが、伸びたり縮んだりで三年というのは大変な問題だと思つて、これについては、最初に言いましたように、アメリカでも貿易摩擦の一項という形で日本の特許の審査期間のおくれの問題が問題になってるわけでありまして、後でこの点についての具体的な御指摘なり御要望なりを申し上げたいと思つております。

そこで、次に同じようなペーパーレス計画を進めておりますアメリカの例をお尋ねしたいと思います。

アメリカでもやはりこの産業の空洞化その他も含めてでしようと思つて、知的所有権の問題でちゃんと対応しなければならぬといふことで、いわゆる行政費削減の中でも特許行政は特別にいうことで、ペーパーレス計画と並行していろいろな短縮の作業といふか、そういうことがされてるわけでありまして、ちょうどこれは公にされたといふことでなくて三年前の国会審議の中で出た資料のようでありまして、アメリカの商標特許庁が、昭和で言いますと五十七年から六十年の四年間で特許審査官を八百七十五名新規採用して大体倍近くになるといふ計画を立て、その後も毎年八十名程度の審査官をふやして、とにかく国の政策として知的所有権問題をきちんとしたいといふことで対応がされて、具体的な手だてとしては審査官の増員といふものが計画されているといふ資料を出されております。それは当時の資料でございまして、現在それはもう進行しているといふふうに思つておりますが、このペーパーレス計画がスタートをするときのアメリカの審査官の実数と、その後計画に基づいて審査官がふやされていっているという経過、もちろん一〇〇%達成はされてないかと思つて、その

後の最終的な現在の状況です。特許庁が掌握されている範囲で結構でございますが、どういふ数字になつてゐるのか、お知らせを願つたいと思つております。

○照山政府委員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、アメリカの特許商標庁におきましては、一九八二年以来、特許行政の再活性化を通じてアメリカの技術革新を促進するといふことをねらいといたしまして、幾つかの内容を含みます中長期計画をつくつていられるわけでございまして、その中に、御指摘のように審査官を増員する。具体的には、今先生御指摘のよう、一九八二年から八五年までの間に特許の審査官を八百七十五名新規採用する。その後も毎年八十名程度の新規採用を予定する。また、商標の審査官につきましては、一九八一年から八三年の間に毎年約三十名程度を新規採用し、その後も毎年二十名程度の新規採用を予定するといふ内容を持つた計画でございまして、

その後の状況でございまして、私も必ずしもそのすべての数字を正確に把握しているわけではございませんが、私どもの承知している数字を申し上げますが、審査官の増員につきましては、特許につきましては一九八二年及び一九八三年にそれぞれ百九十名程度の増員、それから一九八四年及び一九八五年にはそれぞれ六十名程度の増員となつております。ただ、これは純増でございまして、特許商標庁の人員がそのようにふえておるといふ結果を私どもも掌握しているわけでございまして、

同じように、商標の審査官につきましては一九八一年から八四年にかけまして毎年約十名の増員となつておりました、この結果でございまして、私も、しかし今申し上げました純増ベースでございまして、それにいたしまして、特許の審査官につきましては一九八一年の定員が九百八十五名でございまして、八六年現在では約千四百名に増加している、このように承知しているところでございまして。

○緒方委員 今の数字は、もちろん議事録にも載つていと思つて、全体的な表を後ほどいただきたいと思います。いいでしようか。出ますか。

○照山政府委員 今申し上げました数字を表にして先生にお届けしたいと思います。

○奥田(幹)委員長代理 そのように取り計らいいたします。

○緒方委員 そこで、最後の質問に入りたいと思つて、

今のようなアメリカの状況もあるわけでございまして、結局これからの日本の経済の現状、日本もこれからのいよいよ産業の空洞化といふようなことが言われている中で、知的所有権の問題は非常に重要なものであるといふことで、アメリカでも戦略的に考えられているわけでありまして、我が国では、特許庁はそうではないかもわかりませんが、いふ中で、されてないといふところに問題があるのではないかと、結論的に言つて、そういうことの中、日本が取りおかれてしまつたといふことにもなるといふこと、したがって、いわゆる期間短縮のための抜本的な対策をすべきでないかといふこととで申し上げるわけですが、その要因としては次のようなことを私は申し上げたいわけですが、一つは、出願件数がふえているといふことである。二つ目に、審査請求件数もふえているといふことである。それから三つ目に、未処理件数も、先ほど二年十月月といふことですが、また延びていくといふようなことで、逆にこれから何年かはさらに審査期間も延びるといふこと、何らかの手だてをしない限り、そういうことになるといふこと。そしてまた、先ほども言いましたようにアメリカとの貿易摩擦の一つの争点にもなつていふこと。それから六番目でありまして、いわゆるコンピュータ化をするためにはそれなりのプラスアルファの仕事などもあつて、私さう、初めての特許法の審査といふことでありまして、庁内の仕事をほんの少しだけありますが、

受付から審査からコンピュータ室まで見せていただいたわけでありまして、大変厳しい状況の中で、これからもっと対策を強化しなければならぬといふことも感じたわけでありまして、コンピュータ化をしたとしても、人間が最終的には判断をするわけでありまして、審査作業そのものについては、まあ人間がするといふ意味では、これまた大変な問題もある。最後でありまして、特許料金が大幅に引き上げられるといふことを考えれば、やはり出願人に対するいろいろな手だてといふか、配慮もしなければならぬ。

そういう意味で審査期間の短縮はやらなければならぬといふことは、今や戦略的な課題として位置づけられるべき問題ではないかといふふうに私は思つております。したがって、この審査期間の短縮の方法は、確かに特許庁の説明で幾つかの手だてがされておりますが、私に言わせれば、小生懸命やっておりますが、私に言わせれば、結果として審査期間が延びるといふことであれば、それは対策と言いがたいのではないかと、いろいろな困難があつても、特許会計などもあつて、いろいろ困難があつても、特許会計などもあつて、何とかして審査官をふやすとか、いろいろな方法で審査期間、処理期間の短縮をすべきである、そのことについて抜本的な方法を政府としてすべきであるといふふうに思つて、その点についての御見解をお尋ねするわけですが、

○黒田政府委員 ただいま緒方委員御指摘のように、審査要処理期間が長いといふのは、特に工業所有権制度を預かる私どもとしては非常に健全でない姿であり、好ましくない、何とか是正しなければならぬといふふうに考えております。

その要処理期間長期化の要因として緒方委員幾つか御指摘になられた事項以外にも、内容的に非常に高度化、複雑化しております、特に審査官の判断が時間喰ひ、高度な処理が要求されるというような要素もございまして、私どもとしては、まずは第一に、御指摘のよう

に出願件数が多過ぎるというふうに思っております。世界で百万件の出願がございますが、五十二万件、その四四％が私ども特許庁に出願されておりまして、これは特許及び実用新案の数字でございますが、こういったものを処理しなければならぬ。しかも、それが本当に工業所有権として権利化されていく比率が低い。国際的に比べますと、我が国は玉石混交であり、石が多過ぎるというふうに思っております。出願件数がふえまると、それに比例して審査請求件数がふえているわけでございますが、何とかこういったものについては出願あるいは審査請求の段階で出願人がもう少し厳選していただきたいというふうに思っております。現在適正化施策と称しまして、出願あるいは審査請求の際におきます厳選をお願いしているわけでございます。これも一つの施策として強化していかなければならないというふうに思っております。

もう一つは、私ども自身の効率性の問題でございますが、これにつきましてはペーパーレス計画というのを立てておりまして、三つに分けて十年計画でやっておりますわけですが、現在その第二段階に差しかかっておりまして、早期に計画どおりこれを実現したいというふうに思っております。

あわせて、総定員管理が相当に厳しいものですから、民間活力の活用というものも考えていかなければならないのではないかと、いうようなことで、種々、一部は進めておりますし、検討いたしているわけでございます。

そういった施策がもちろん私ども重要でございますけれども、緒方委員御指摘のように、いろいろとコンピュータ化したとしても、最後にこの出願を許すべきか否かというのは人間の判断によるわけでございます。審査のみならず、事務的な部分におきましても、そういう機械化とともに、機械を動かす人間の能力の必要性というのはいささかも変わらないわけでございます。この必要人員の確保、増員ということは私どもにとつて

も悲願でございます。私どもはそういう観点からいろいろと政府部内でも要求を強くしているわけでございますが、委員最初におっしゃられましたように、総定員管理の全体の枠組みの中で苦戦しているのが実情でございます。ただ、六十一年度からは、審査・審判官の合計で申しまして、今まで減員を余儀なくされてきていたのが下げどまりまして、ごくわずかですけれども増員が実現しつつございまして、私どもとしては今後とも、そういう芽が出始めたこの増員をなお確実なものにするように努力してまいりたいというふうに考えております。

○緒方委員 これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。
○奥田(幹)委員長代理 水田君。
○水田委員 関連で一点だけお伺いしたいと思うのです。

昭和六十一年の特許法の改正の際に私から質問した点について、今回の三つの大きな改正の中の一つに入っておるわけでございます。それは、特許権の存続期間の延長という制度が新しくできる。これは政令で指定することになっておりますが、今考えておるのは医薬品だけ、こういうぐあいに理解してよろしうございませうか。

○黒田政府委員 私ども提出させていただいております法律案の要件に即して必要のある一定の商品と申しますか、技術分野を選定しなければならぬわけでございますが、この法律案で予定しております要件に適合することを確認しているものとしたしましては、医薬品のみでございます。したがって、現在明確に政令指定品目の候補として考えておりますのは医薬品のみでございます。

○水田委員 前回のときにも、なぜ医薬品がそういう必要があるかというのを申し上げたわけですが、それは一つは特許申請をして、これが厚生省の薬事法に基づく薬品として許可されるまでの期間というのは大変な実験が要るわけで、薬効の問題あるいは催奇性の問題あるいは副作用の問題、

そういうものをすつと臨床試験をやっていく。そういう中で実際に厚生省から認可された後、特許期間の残りは半分もないようなことなわけですね。医薬品はだから今度の改正の中に出てきたんだ、こういうぐあいに思っております。

農薬も同じようなものなんです。これは御承知のように、これも一つは薬効の問題もありますし、そしてそれが環境汚染あるいは食物連鎖による人体への影響、あるいはまた土壌や水の中へ蓄積されていく。それは一つは残効の問題がそういう蓄積につながっていく。そういうことになりまして、農水省へ登録されなければこれは売れない。これはやはり医薬品と全く同じようなパターンのものであることは間違いありません。

これはいずれも、新しい医薬品にしろ新しい農薬にしろ、莫大な研究開発費をかけて、そしてそれが実際に厚生省で許可される、あるいは農水省に登録されるまでの期間というのは、全く同じように長期を要するわけですね。そういう点からいえば、当然ここで医薬品と同じ時期に政令の中に入っておかしくないかと思うんですが、なぜそれが今この法案が出た時点で医薬品だけになっておるのか、その点の状況を御説明いただきたいと思っております。

○黒田政府委員 私ども当委員会に提出させていただいております特許権の存続期間の延長の条項でございますが、「特許権の存続期間は、その特許発明の実施に即して安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分を的確に行うに相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが二年以上でなかつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。」という規定になって

ございます。私どもこういう存続期間延長の措置が必要であると考えましたのは、ただいま水田委員御指摘のとおりでございます。せっかく特許権を付与さ

れたにもかかわらず、特許法が保証しております特許期間が実質的には他の法律の規制によって空洞化してしまう。それでは特許制度の本来の趣旨とするところは基本的に損なわれてしまうので、もしそういった特許権の空洞化がやむを得ざる正当な理由によって生ずるものであるというのであれば、その回復を認めるべきであろう。その要件として何が適当かということも種々検討いたしました結果、今申し上げましたような要件になっているわけでございます。

そのとき念頭に置きましたのは、主として医薬品でございますけれども、このような趣旨を特許法の中に取り入れます場合には、何も特定の医薬品に限る理由はないわけでございます。同様の状況のもとにある一定の技術分野につきましては同様に扱うことが正しいというふうに考えております。そのために法律上医薬品と特定せず、同一のものであれば取り上げるといふ意味におきまして政令指定という方式をとっているわけでございます。したがって、医薬品については要件は確認できましたが、同時に農薬についても私どもは検討する必要があるというふうに考えております。

農林省及び一部の農薬製造関係者からのコメントがあつたわけでございますが、現在この特許存続期間の延長制度に乗るべきかどうか、相手方の側において立法過程におきましては必ずしも決心がつかなかつたようでございます。私どもとしては、もしそういう必要性が立証され、この要件に適合する旨の資料の提出があれば、そこで十分に検討いたし、要件に適合することがわかれば政令で指定をするということについてはやぶさかではないわけでございます。

○水田委員 終わります。
○奥田(幹)委員長代理 菅直人君。
○菅委員 きょうは特許法の改正についての審議が続いているわけですが、私もあと残り約一時間の時間を使いまして、幾つかの問題点について質疑を行いたいと思っております。

まず最初に、最近の、特に日本全部ですが、通産

省を中心としてアメリカとの貿易摩擦、あるいは貿易に限らずあらゆる分野での摩擦問題の中で、工業所有権、あるいは先ほど緒方委員の方からも指摘があったように著作権を含めた知的所有権全体について、いわば日米摩擦の非常に大きな要素になってきている、裏側から言えば知的所有権の重要性が国際化の中でさらに高まってきているというふうな思われなければならない、そういう点についての基本的認識について次官あるいは長官から意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○中川政府委員 首先も弁理士でいらっしやるので、その辺はつとにお詳しいわけでありますが、工業所有権制度並びに広い範囲での知的所有権の問題は、たゞいまお話のございましたとおり、国際化の対応の中で今後の国家の発展を規定する極めて重要な課題であると考へております。特に我が国の場合は技術立国を目指しておるわけでございますので、権利の適切な保護を図るために制度の拡充強化及び運用の改善というものを常に積極的に取り組んでいかなければならぬと存じております。

同時に、これは日本だけの問題ではございませんで、国際的な商品貿易、技術貿易が拡大をいたしておるわけでございますので、一般のガットのウルグアイ・ラウンドにおきましても、この知的所有権制度の貿易的側面というものの検討が主要議題になっておるわけでございます。また、その他WIP0等におきましても工業所有権制度をめぐるいろいろな検討が本格化をいたしておるわけでございます。

したがいまして、先ほど長官から御答弁ございましたとおり、世界の全体の特許出願の四四%を占める我が国、いわば特許大国であるわけでありまして、そうした二つの大きな流れに的確な対応を図ってまいりたい、こう考へておるわけでございます。

まず出願された案件を迅速的確に審理し、権利を適切に保護するという意味での行政の推進、この中に技術情報の公開の促進というものも入るわけでございます。今回の特許法の改正は、そうした任務達成のための施策の一環でございます。また、ペーパーレス計画を円滑に推進するための財政基盤の確保を図るという意味で、手数料等の改定をお願いをいたしておるわけでございます。同時にまた、こうした検討、また改正をしていくときには諸外国と常に協調していかなければならぬということが権利の適切な保護を図る上で非常に重要かつ有効であろうと思われ、ございまして、そういう意味の法改正も、国際的な制度運用の調和の一環をなすということをお願いを申し上げておる次第であります。

○菅委員 次官の方から重要性についての認識を伺ったわけですが、きょうは一つだけ著作権のことを、直接には特許法とは別体系ですけれども、文化庁の方から来ていただいておられますので、お聞きをしておきたいと思ひます。

特に最近コンピュータソフトの問題では、いわばハードが特許権あるいは一部はチップ保護法、そしてソフトが著作権という形で、法体系は変わっておりますけれども、産業政策上大変重要な課題であることはこれは言うまでもないわけでありまして、そのソフト保護に関してこの間何度か法改正があつて、創作日登録制度というものが生まれまして実施をされてきているというふうな聞いているわけですが、その制度がどういふ形で現在運用されているのか、特にどこで登録をされてどういふ形になっているのか、その点について現状をお聞かせいただきたいと思ひます。

○岡村説明員 御答へ申し上げます。昭和六十年の著作権法の改正によりまして、コンピュータプログラムの著作権法による保護の明確化、それからコンピュータプログラムの特質に応じた著作権制度の整備を行つたわけでございますが、その一環といたしまして、コンピュータプログラムにつきましては、つくつた年月日を登録する制度を六十年の法改正で設立いたしましたわけでございます。ただ、この創作年月日の登録の制度を実際に動かすにつましまして

は、いろいろな条件整備が必要であるということ、その条件整備のための法律を昨年の国会で成立させていただきました。これはコンピュータプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律というものでございまして、これがことしの四月一日から実施されておるわけでございます。

この法律の中におきまして、コンピュータプログラムの登録につきましては、これは相当の件数が予想されるということで、著作物の登録は文化庁長官が行うことになっておるわけでございますが、コンピュータプログラムにつきましては文化庁長官の指定する公益法人に行わせることができる、こういうことになっております。これに基づきまして、ことしの一月十四日にソフトウエア情報センター、これは場所は神谷町にございまして、専任は専務理事一人、職員七人という団体でございますが、これをこの指定登録機関として指定いたしました。そしてこの四月一日から、このソフトウエア情報センターにおきまして、コンピュータプログラムの創作年月日の登録を初めとする登録事務を行つておるところでございます。

なお、ちなみに昨日現在までの登録件数を申し上げますと、五十三件申請がございまして、そのうち創作年月日の登録が四十八件、それから第一発行年月日の登録が三件、実名登録が一件、著作権の移転等の登録が一件、こういう状況になっております。

なお、コンピュータプログラム以外の著作物については文化庁長官が登録を受け付けるわけでございますが、これは大体年間二百件でございますので、コンピュータプログラムの登録は、これは約一月ちよつとで五十件ということで、相当の件数に上つておるといふのが現状でございます。

○菅委員 またこの件については改めて場を交えていろいろと質問したいところがあるのですが、今伺っている限りで言いますと、五十三件の申請というのは、従来の著作権に比べれば大変多いのですが、特許権の出願件数なんかと比較すると、もつと多くなるのかなという予想もあつたのではないかと思ふのですが、比較的予想ほどではないのかなという感じがいたしております。

文化庁の方、ありがとうございます。後は結構です。

関連して知的所有権のことについてお尋ねをしたのですが、本題にいよいよ入つていきたいと思います。

今回の特許法改正の中で幾つかの柱があるわけですが、基本的には多項制の改善というところが大きな柱になっていくことは言うまでもないところだと思ひます。先ほど来、多項制の内容についていろいろと議論が繰り返されておるわけですが、幾つか確認をしておきたいので、すけれども、今回の多項制の改善というのは、従来一発明一出願主義ということが日本の特許法の一つの原則だと言われてきたわけですが、その原則そのものが変わってきたと理解をしいのか。例えばこの条文集の新旧のを見ても、新三十七条の頭には、ここにいたたい文章を見る限りは、一発明一出願という項目立てが今回抜け落ちておるわけですね。ですから一発明一出願という原則を今回の改正で変えたのだ、そのように理解をしいのかどうか、まずその点からお聞かせいただきたいと思ひます。

○黒田政府委員 一発明一出願の原則は従来どおりでございますが、その発明の出願の方式について自由な表現を認めるということにしたこと、それから併合要件を大幅に緩和したことが今回の改正でございます。

○菅委員 ですから結果において、併合要件というのは、結局は複数の発明を一つの出願ができるという併合のその要件を緩和するということは、従来も一発明一出願の例外規定としてあつたことは確かですけれども、それをかなり幅を広げるといふことは、いわば一発明一出願の原則が少なくとも実質的には大きく変わったというふうな理解をするのが自然ではないかと思ふのですけれども、

発明の数が書かれております。これを参考にして特許料等の納付の管理をやつていただいているわけですが、今後の分につきましては、「発明の数」という項目を設けて、そこに請求項の数を書くことにいたしております。したがって、それを認めていただくことによりまして、どちらの体系で特許料を納付すべきかということがわかりただけるのではないかと、このように考えております。

○菅委員 この点については大変実務的な側面が強いわけですので、今八木部長の方からの説明も一つのやり方としての点ではあると思いますが、十五年という長い登録料管理、特許料管理の中で混乱が生じて、払っているつもりで払ってなくて権利が喪失したとかそういうことが起きないように、今言われた点だけで十分なのかどうか、ぜひ十分検討をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、この多項制改善の中で、新しい三十七条の最後の項目に、併合要件の緩和の中で、「その他政令で定める関係を有する発明」という形で、つまり本法以外に政令で定める関係を有する発明は複数発明であっても同一出願でできるという形をとっておられますが、この「政令で定める関係」というのはどういふことを想定されているか、あるいは例を早送やろうとしているんだということがあれば、その点も含めて説明をいただきたいと思ひます。

○渡辺説明員 お答えいたします。ただいまの御質問の点でございますが、新特許法三十七条五号では「政令で定める」ということになっております。これは非常に進捗しております技術開発の進展等々から考えまして、どのような関係の発明について併合出願をさせることが必要に合うか、ニーズに合うかということを考えなければなりません。またもう一つ、諸外国におきましても次々と制度が改正されて、併合される要件が今後とも変わることが予想されます。こ

のような事態に迅速かつ弾力的に対応するために政令指定ということをして五号で定めただけでございますが、現在考えておりますものにつきましては、物と物の改良物及び改良物の製造方法、このような関係にありますが、政令指定はこのような関係の併合できませんが、政令指定はこのような関係の併合について現在予定しておるわけでございます。

○菅委員 そのあたりはこれからの、何といましようか実務との関連になるのかもしれないませんが、物と物の改良物であっても従来の規定の中で対応できるものもあるようにも理解できるのですけれども、そうすると、今のところこの法律が施行されればすぐこういう規定を設けようということですか、今後のことというように理解しておいていいですか。

○渡辺説明員 現在予定しておりますものは、先ほど申し上げました物、改良物、改良物の製造方法、これについて予定しておるわけでございますが、それ以外につきましては、現在のところまだすぐここに定めるといふようなことは検討しておりません。

○菅委員 もう一つ、これは念のためにお聞きしておきたいのですが、この後料金改定の問題に移っていくつもりですが、その前に、将来、今回の料金改定からさらにも料金改定を行う場合には、そうすると六十二年一月一日から出願したものとそれ以前のものとはそれぞれ分けた、分けたというかそれぞれについての料金の値上げ案というものを提出しなければならぬというか出されるということになるわけですね。そういう理解でよろしいのですか。

○照山政府委員 その時点になりまして慎重に検討いたさなければいけないと思っておりますが、現時点で直観的に考えますのはおおむねそういうことではなからうかというふうな判断をいたします。

○菅委員 いいのですけれども、今回もばらばらになるという事は将来もばらばらが続けざるを得ないのじゃないかと思うのですが、それは今の答弁で結構です。

それでは次の問題として、今回の特許法改正のもともとの二年前のいわゆる特許特別会計をつくられてペーパーレス計画を進めるといふことの中で既に予定をされていた、そういうふうな一般には理解をされているわけですが、この特許特別会計が生まれてこれ二年になるわけですか、この間のこの特許特別会計を創設するに当たっての見直しと現状が収入、支出の面で大体一致をしていたのか、あるいはかなり見直しと現状との差が出たのか、さらに現在と将来、今回の料金改定を行えば、あと六年間でしょうか七年間でしょうかのペーパーレス計画、その十年間の財政に必要なものがそれで十分賚るといふ見直しであるのか、そういう過去の、現在、未来にわたる特許特別会計の現状ないし見直しを説明いただきたいと思ひます。

○照山政府委員 特許特別会計は、ペーパーレス計画を推進する、その他今後工業所有権行政に必要な経費を、手数料収入等を一元的な歳入として賚うといふことを目的といたしまして昭和五十九年度に創設していただきまして、現在まで三年度を経過しているわけでございます。

御指摘の特別会計のこれまでの運営の状況でございますが、まだ六十一年度の決算が終了しておりませんが、とりあえずは六十一年度までの実績の見込みということで申し上げますが、歳入は昭和五十九年度から六十一年度までの合計が千十三億円でございまして、他方支出の方は九百二十四億円でございまして、これらの数字は、私どもが五十九年度に特別会計の創設をお願いいたしましたときに、私も特許庁として立てておりました見直しとおおむね合致しているというふうな考えでおります。

それから今後の見直しでございますけれども、今回二度目の料金改定をお願いいたしておりますが、これが成立いたしました場合には、昭和五十九年度から六十八年度までのこのペーパーレス期間ということで私どもが常に想定をしております期間内に、収入、支出それぞれ私どもなりに内々見積もりを立てておりましたところによりまして、ちょうど収入と支出が十年間でほぼ合致するということ、安定的な会計の運営にあらうか、このように考えておるわけでございます。

○菅委員 そうすると、大体の見直しどおりければ、今回の料金改定を行えば、このペーパーレス計画期間の料金値上げというのは今後については予定は特にならぬというふうな理解していいわけですね。

○黒田政府委員 今照山総務部長が申し上げましたように、現在までのところ特許特別会計創設時と現在におきます実績とはほとんどフィットしているわけでございますが、今後若干歳出面で特許特別会計創設時よりは支出要因がふえてくるという感触を持っております。そうではございませんが、予定されております歳入あるいは私どもが見込んでおります歳入の範囲内におさまるものと考えてございませぬけれども、今後予測したい事情の変化が、非常に大きな変化が生じない限り、現在の料金の値上げを御承認いただければ、特許特別会計の収支差額が赤字になるといふようなことは回避できるものと考えております。

○菅委員 ぜひそうした努力をお願いしたいところですが、先ほどの議論の中にも出ておりましたように、諸外国に比べて相対的に審査期間が長い我が国の現状を、何とか審査を迅速化していきたいということが一つの目的の大きな柱になっているわけですね。先ほどの議論の中でもたしか六十一年度ですか、二十年十月月というのを技監の方から答えられていたようにも思いますが、事前にお聞きしたところによると、その期間の算出方法というのは、現在審査請求がなされて未処理のものを一

年間の処理件数で割った期間だというふうにお聞きしているわけですが、まずはそういう理解でいいのかわかるといふことが一つです。もしそれでいいとすれば、実感で言うと、そういう計算の仕方よりも、出願時点で審査請求を同時に行う、簡単に言えばできるだけ早く審査をしてもらいたいという人はそういうやり方をとるのが通例だと思ふのですが、その場合に審査完了までに平均どのくらい期間がかかっているのか、この二点についてお尋ねしたいと思います。

○小花政府委員 お答え申し上げます。

最初の点でございますが、私が先ほど申し上げました約二年十月という言葉は、私も審査をすべき審査請求された件数に対して、私も処理できる能力で割った数字であるということとは先におっしゃるとおりでございます。

第二の点でございますが、先生おっしゃられるように、それは出願と同時に審査請求したらどのくらいかかるんだろうかという点につきましては、先生御承知のように日本は七年間の審査請求期間が特許についてはございます。したがって、今私どもが審査すべきものとして持つております二年十月分の中には、その出願と同時に審査請求されたものも、それから七年後に審査請求されたものもござっております。今私どもが審査すべきものが処理されるのがおよそ二年十月月かかる。きょう仮に出願と同時に審査請求されたらとすると、その後についていただくという形に形式上なるのじゃないか。そうしますと、もしその出願が全く完全な、特許になる出願であつて、明細書もいし、拒絶理由もないというものであれば、現在大体半年前後で特許公告になっておりますので、それにそのくらいの期間を足したくらいになるのではないかとこのように考えております。

○菅委員 私の質問はよくおわかりの上で、お答えになっておられると思うのですが、例えば外国から日本へ出願をされる方の見方は、結局出願から登録

になるまでどのくらい時間がかかるのかということ、大体間い合わせがあるにしろ、何があるにしろ、関心があることはそういうことであるにしろ、そういう点で、例えばアメリカが何年か、それに対して日本が何年かという比較をする場合に、現在のようなそういう比較の仕方というのが、どうもちょっと実感からすると少し外れてきているんじゃないかということをおっしゃりたいわけですか。

ですから、別に日数の計算方式を、どちらが正確であるとか適当であるということよりも、外国との比較ということでは、出願時に審査請求したものが一体どのくらいで大体やれるのだから。今言われたように、二年十月月程度でやられるというふうな例えは説明したときに、百件ほど出願したときに、では二年十月月でやられていくかということ、多分そういう意味で、目標とされる処理期間が何年であるというの、もちろん審査請求をおくらせるのは、出願人のいわば都合でおくらせているわけですから、それは構わないと思ふのですが、少なくとも審査請求が同時にあった場合には、最低このくらいの期間でいきますよということとが担保されることが重要じゃないかというふうな思ふわけですか。今の技監のお答えですと、二年十月月程度に半年くらい加えた三年数ヶ月ではないかと、そういう理解をするわけですが、大体そういう理解でよろしいでしょうか。

○小花政府委員 今申し上げましたのは、形式とございますが、スキマティックに申し上げたわけではございません。もちろん出願の中に拒絶理由のあるものもござります。そういうものについては、さらに拒絶理由通知が行つて、御返事をいただいで、その上で特許になるものがあるということもござります。必ずしもそのようになることは断言できないわけですが、もしその明細書が非常によいものであるとすれば、おおよそそのくらい感じなのではないかということをおっしゃりたい次第でございます。

(奥田) 委員長代理退席、委員長着席

○菅委員 そこで、今後の見通し等については、先ほどの議論もありましたけれども、私も先ほどの緒方委員と幾つかの点で同感でして、やはり迅速化をしていくには、幾らペーパーレス計画が進んで、最終的には人間の目を通さなきゃいけない、あるいはペーパーレス計画そのものを進める上で、審査以外のいろいろな仕事もふえてきていくということも伺つております。これは長官にお答えいただいても、あるいは政府全体の方針もある程度変えてもらわなければならないことかもしれない。先ほどのお答えの中にもありましたが、重複は避けていただくとしても、そういう特に特許庁における人員増の必要性ということ、やはり強い働きかけが特許庁自体としても必要ではないか。あるいは国会の中でも私などもそういうふうな思ふわけですが、その点について長官の見解を伺いたいと思ふます。

○黒田政府委員 現在審査に要する期間が非常に長い点については、重ねて申し上げますけれども、私どもとしては健全なものでないというふうな考えております。

こうなつていられる要因についてはそれぞれ考えられるわけでございますので、特許庁といたしましては、それぞれの要因に即して手を打たなければならぬ。先ほど申し上げましたような出願増に對しましては、適正化施策あるいは効率的な行政とか民間の能力の活用とかというようなことをしなければならぬと思ふのでありますけれども、菅委員御指摘のように、やはり最後の判断は人間に頼らざるを得ないわけでございます。総定員管理という全体のシステムがござります。また社会的あるいは政治的にも行政改革というのが進められております。私どもとしては、ぜひとも人員の増強というものが必要であるということをお互に訴えてきていくわけでございますが、そういう全体の環境の中で苦戦を強いられております。

必ずしも成果は十分でないわけでございます。

そうではございますが、六十一年度から審査、審判の要員の増員が、こくわずかですけれども認められてまいりました。当委員会におきましていろいろ御理解を賜つている点は、私どもとしては大変ありがたいと思ふのでござりますが、そういう激励を背景に今年度、来年度、大いに努力をいたしたいというふうな考えております。

○菅委員 この点は中川次官の方にもぜひ御理解をいただいていると思ふのですが、日本の産業構造が大きく変化する中で、あるいは政府全体としては仕事も少なくなつていく分野も当然生まれては特許の面では、出願の件数自体を見ても特に増大が著しいわけですし、そういうものに対する政府全体としての配慮は当然あつていいのではないかと、だから、全体の枠はふやせなくても、つまり政府全体としての枠はふやせなくても、どこからか定数を一部譲つてもらつたらどうか、そういうこともあつていいんじゃないかと思ふますが、次官、もしお答えをいただければ考え方を聞かせたいと思ふます。

○中川政府委員 行革の中で公務員の定員削減計画というのが一方でございます。そういう中にございまして、医療あるいは教育機関においてはやはり一定の増員が認められておられるわけでありまして、まあ工業所有権、知的所有権、先ほど申し上げましたような重要性にかんがみまして、私も菅先生御指摘のとおり考えをもちまして、大臣ともども人のある一定の水準の確保には全力を尽くしてまいりたいと思ふます。

○菅委員 残り時間も少なくなつてきましたので、あと、このペーパーレス計画の中で予定をされていろいろの検査システムあるいは総合資料データベースなどの開発状況と、それが開発された段階で、あるいは開発されてくる過程で、特許庁内部で活用されるものももちろんでしょうけれども、いわば出願人とか代理人を含めた外部からの利用についてどうなことを考えられておられるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思ふま

す。

○照山政府委員 私どもペーパーレス計画を推進する中の大きな目的の一つは、私ども庁内に今集積しておりまして、かつ年々増加をしておりますいわゆる特許文献情報類、これを電算機を用いまして電子情報の形に入力をいたしまして、これを庁の内外において効率的かつ円滑に利用できる体制を早く整えるということが私どもの大きなねらいの一つでございます。

この特許文献情報と申しますのは、もう先生も十分御承知のように、企業にとりまして、いわゆる特許管理を進める上で、また技術開発戦略を進める上で、非常に貴重な情報になるわけでございます。したがって、ペーパーレス計画を推進いたしましたして、この特許文献情報を効率的かつ効果的に利用できるような体制に持っていくことによりまして、企業のもう一つの高いニーズにもこたえ得るものであるというふうに考えるわけでございます。

具体的に、私どもがペーパーレス計画を実現いたしました際に、それでは企業あるいは一般の資料利用者の方々がどのようにこれを利用できるのかという点でございますけれども、もちろん私どもはこれから十分検討をしておりますけれども、光ディスクの中に収録をいたしました文献情報を外部におきまして直接端末機からオンラインで効率的に引き出す方法でございますとか、あるいは従来の紙公報の閲覧にかえまして、最近新しい情報の媒体手段として非常に注目されておりますコンパクトディスクの形でこれを企業が購入をいたしまして蓄積をされ利用されるのか、そういったようなことが現在までの紙の姿における利用と異なっておりまして、新しい利用形態として出てくるというふうに考えられるわけでございます。私どももいたしましては、この膨大な文献を今後効率的に利用に供するというために、そういった観点でいろいろ検討をしております。また、文献情報の広い意味では一種でございます。

すけれども、先生今お触れになりました審査のための資料としての特許情報、これを効果的に検索をする、そういうシステムの開発も私どもも進めておりまして、特許庁の言葉で申しますといわゆるFターム検索システムというところでございまして、そのFターム検索のためのデータベースの構築、それからそのデータベースから有効な検索をなし得るシステム、これについても将来完成をいたしまして実用に供し得るという状況になりましたら、庁の利用のみならず、民間にもこれを公開してまいりたいというふうに考えるわけでございます。

具体的な提供の方法でございますが、これは特許庁がみずからそういう集積はいたすわけですが、これも民間が利用するという形ではいろいろなやり方がございまして、例えば、日本特許情報機構が現在特許情報のオンラインによる企業への提供ということを実施をしておりますので、こういったものに例えば乗せるといふようなやり方でありまして、あるいは、既に昨年十月月から実施しているところでありまして、特許庁の万国工業所有権資料館あるいは大阪通産局で端末機からオンラインで総合資料データベースに接近をするというやり方もあるわけでございまして、いろいろな手段をまた今後十分検討してまいりたいと思っております。

○菅委員 今のことも関連をしますので、先ほどの長官の話の中にも民間活力の活用などという言葉も出てきているわけですが、現在例えは早期審査を申請する場合に、出願人みずから先行技術を調査をしていこうというふうな要件が加えられているわけですが、そういう新規性調査の機関をつくっていく。これは、昭和六十一年の法案改正のときの参議院商工委員会の附帯決議の中にも、今言われたJAPPIOの前身であったJAP A.T.I.C.に対して、「新規性調査機関としての機能を充実強化すること。」というのが入っているわけですが、特許庁として、例えばこういう出願をしたら新規性についてはどうなるのだから、

う、そういうレポートまで含めて出してくるような機関を育て上げていくという育成していくというふうな考え方をもちたいのか。お持ちだとすれば、どういう時期までにそういうことの実現を目指していくのか、その点についての考え方を伺いたいと思っております。

○照山政府委員 附帯決議で御指摘いただきました日本特許情報センターは、その後日本特許情報機構という新団体に機能を吸収いたしまして発展しているわけでございます。

この日本特許情報機構、通称JAPPIOでございますが、このJAPPIOは、特許情報をオンラインの形態で企業に対してサービスをするということに発足をいたしまして、その後の歩みは非常に順調であるというふうに考えております。また、そのサービスの内容につきましても、最近で申してもFタームのオンラインによる特許情報提供も提供すること、あるいは先ほど申し上げましたコンパクトディスクによる情報の提供の開始であるとか、種々のサービスの充実も図りつつありまして、また、将来は特許庁のペーパーレス計画の進捗に合わせまして、Fタームデータベースの提供もございまして、あるいは例えは図形の情報も含めて検索できるシステムを開発してまいりますとか、国会で御指摘になりました新規性の調査機関としての能力を増大させるために努力をしておられるというふうに私ども承知しているところでございます。

そういうことで、先行技術の調査、新規性の調査というために、企業の要請にこたえましてJAPPIOがこれに対応する能力というのは、私どもが見る限り次第に力をつけているというふうな判断しておりますが、その調査結果につきましては、それでは単に企業の調査の結果を提供するだけではなくて、あるいは調査の結果を提供するだけではなくて、その結果とある特定の技術とを対比、判断をいたしまして、いわゆる新規性とかあるいは進歩性の判断をして、その結果を企業に例えば示すというふうなことでございまして、

ではないかという御指摘でございますが、この新規性、進歩性の判断ということになりますと、当然でございますけれども、これは相当程度の高度の専門的、技術的知識を必要とするわけでございまして、そういう人材をそろえていなければならぬというわけでございます。現在のJAPPIOは、先ほど申しましたように、情報の提供につきましては相当充実を進めているというふうな判断をいたしますが、そういった新規性、進歩性の判断をなし得るまでの人材を現時点において確保しているということは残念ながら言えないわけでございます。そういう意味におきましては、現在はそこまでは至っていないというのが率直なところでございます。

それでは今後どうかという点につきましては、今申し上げました人材の確保とかそういったいろいろな問題がございまして、JAPPIO自身もそうでございますが、今後の検討課題であるというふうに私どもも考えている次第でございます。

○菅委員 時間もほとんどなくなりましたので、最後に全般的な要望を特許庁を中心に申し上げておきたいのですが、先ほど来お聞きしております、ペーパーレス計画というものがほぼ予定どおりのペースで進んでいる、そしてこのペーパーレス計画は非常に工業所有権の国際化やあるいは高度化に対応するためだということがいろいろな形で言われているわけですが、非常に非常にわかりやすく言えば、先ほど来議論がありましたように、ではそれででき上がったときに、本当に審査の期間が現在より短くなるのか、その時点で本当に多くの人がそういう特許情報に容易に、あるいは安価でアプローチできて、みずからの技術開発やあるいは出願をする場合におけるレベルをアップするの非常に活用しやすくなるのかという、最終的な効果が出るのかどうか問われていると思っております。そういう点で見ますと、もちろん種々の事情があることは重々わかった上でではありますけれども、いわゆる審査期間も十年後あるいは七年後に現在より短くなるというところまで

はなかなかいかないと、あるいは情報提供に
いてもいろいろ進めておられるようですけれど
も、利用者の側から見て、それが全体としてど
ういう形になるのかということがもう一つ定か
でないという感じがまだあります。
そういつた点で、この料金値上げ問題は、い
わば将来のペーパーレス計画の達成時にはこう
なるんだから皆さんに負担してもらいたいとい
う趣旨だと思っております。特にその二点に
ついて今後とも一層の努力をお願いいたしま
して、私の質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員長 青山丘君。

○青山委員 私からも少し質問させていただ
きたいと思っております。先ほど来議論が進
められております点とかなり重複するかも
しれませんが、私からの質問をさせていただ
きたいと思っております。

近年相当技術革新が進んでおりまして、工
業所有権制度というものの重要性が増して
きています。とりわけその中心になってお
りますのが特許制度でございますが、この
特許制度が我が国経済に果たしてきた役
割は極めて大きなものがあると思ってい
ます。産業界における研究者の技術開
発意欲を相当促進してきた。また、そ
うした技術開発に向けて投資をしてきた
経営者の努力の成果を保護してきた。そ
ういふことがさらに大きな技術革新に
結びついてきています。そういう点では、
特許制度というものが非常に重要性を増
してきています。

さらに加えて、近年、ハイテク化も含め
て世界的な規模での技術革新が進んでお
ります。そういう点で、知的所有権の取り
扱いは非常に重要なものがあると思ってい
ます。特に、アメリカの産業競争力強化
策、これらに見られますように、知的所
有権の取り扱いというものは、これら
の経済社会発展の相当重要なポイントに
なっている。こういう点を考えますと、
工業所有権制度の充実整備がなるとい
うことは、私どもも考えております。

〔委員長退席、奥田(幹)委員長代理着席〕

そういう立場から今回の法律改正をどうい
うに評価していくべきかということだと思
います。一つの考え方では、既に昭和五十
年に法律改正をされた、単項制から多項
制への移行があったとはいえないかと思
います。私どもから見れば、併合プラス
実施態様項、こういう形での多項制への
移行であった。経済社会情勢の変化、
国際化の問題あるいは出願の実態の変
化というものがあつたのではないと思
います。昭和五十年の単項制から多項
制への移行について、その経過や背景
というものがあつたかと思つておられ
ます。その辺はどのように受けとめて
おられるか。

それから、多項制に移してから今日まで
十年少しあるわけですが、今回新たに
法律改正をして、実質的な多項制出願
制度が導入されるんだ、こういうこと
のメリットといふんですか、これを具
体的な事例でひとつわかりやすく説明
していただきたいと思つておられます。

○黒田政府委員 初めに、特許制度に
ついて高い評価を賜っております。この
制度の運用に携わる者として、大変
ありがたく、心強く感ずる次第でござ
います。

私も、我が国を中心とする先進国の
グループにおきましては、とりわけそ
うでございますが、やはり世界的な新
しい技術開発の進展に際しては、い
たしてござります。また、経済の
発展段階も、よりハードからソフト
への傾斜を強めておる中におきま
して、この特許制度を中心とする工
業所有権制度、さらには知的所有権
制度のより一層の拡充、特に時代の
変化に即応した変革が必要である
といふふうに考えておられます。私
ども、今回の法律改正を提案して
おられます。根本にさかのばれば、
そういうところから出ておられる
のでござります。

それで、私どもの提案の四本柱の
うちのひとつ、多項制についての
御質問でございます。私ども、
やはり特許を保護するための制度
としては、ヨ

ロッパから特許制度が我が国に
いわば導入されたわけですが、大
正十年以来、出願の形式として
は単項制ということになってまい
りました。昭和五十年に初めて
この単項制に改善を加えまして、
いわゆる多項制というものに
移行したわけでございます。それ
は一つには、特許協約が結ば
れてこれに対応する、国際的
な統一の潮流にやむを得ず
なりました。同時に、制度が
常にそうでございます。過去
の歴史の上にながらおきま
して、現在のような単項制と
併合出願という格好で処理
をいたしましたわけござ
います。

そうではございますが、我が
国におきます技術進歩も大
変に著しく、その開発され
る発明の内容も複雑、高度化
してまいつておられます。ま
た他方、制度的な習熟の面
におきましては、国内にお
きますこれまでの、不十分
といふべきは、発明を十分
に保護しなければならぬ
という認識のもとで、十分
な多項制に改善していく
切がえりかという、そ
ういふモメントが、よく
よく熟してきておられる
ように、今日十分な多項
制に転換することができ
るようになってきた。この
提案の背景でございます。

多項制によりましてメリ
ットでございます。私ども
の現在の制度では、十分
に権利の保護ができて
いない側面がございま
す。いわば一つの固まり
として発明が行われる
わけでは、場合によつて
は現在の出願では十分
にカバーできない、す
き間が生ずるとか、ある
いは一出願に付けた場
合に重複が生ずるとか、
十分に権利の保護が
図れないというふうな
事象が生ずるおそれ
が出てまいつておられ
ます。こういうものを
今回の多項制で保護
することができ

るといふふうなことを
考えております。そ
ういふ権利保護の
ための請求が現在
よりも大幅に自由
になるといふ問題
が一つのメリット
でございます。国際
的な観点から申し
ましては、やはり
欧米並みの権利
保護が得られる
、そして国際
的な関係にお
いて内外とも
の要望を充足
できるという
点が今回の
メリット
でございます。

○青山委員 我が国の
制度が、これまで
とてきた一出願に
一発明を盛り込む
という単項制の出
願から、多項制
といふ言葉が
妥当かどうか
、併合制出願
制度といふ
言葉が妥当か
どうか、昭和
五十年から多
項制を導入
したという形
になってお
ります。その
背景は、私
なりに理解
しております
。それは、
欧米が大体
多項制であ
つた、そして
国際化が進
んで、外国
企業が日本
で出願する
ときに申請
手続を大きく
変えなければ
いけない、
そこらに
相当苦情があ
つたのであ
らうと思つ
ます。仮に
日本から
外国へ出願
するにつ
いても、そ
の辺で手続
上多岐に
わたる問題
があつた、
また特許
の国際取
引等でも
幾らかの
不便があ
つたのでは
ないかと思
つておられ
ます。そ
ういふ点
では、欧米
の手続に
近づいて
きたとい
ふふうに
私は思つ
ておられ
ます。その
辺、今回
の法律改
正で欧米
の手続と
の関係
がどうな
るのか、
残つて
おられる
のか。

そしてもう一つは、
今おっしゃられた
ように、権利の
範囲がこれ
から明確に
なっていく
ということ
でございます
。なるほど
ハイテク
製品なんか
は何十何
百という
発明の
組み合わせ
で一つの
製品が
できて
おる。そ
うなつて
きますと、
一出願
一発明
では相当
膨大な
特許の出
願になつ
てくるわ
けです。そ
ういふ点
では、多
項制の導
入といふ
のは事務
手続の
簡素化
といふ点
でも、ま
たそれ
から権利
の範囲が
明確にな
っていく
といふ点
でも、し
たが、紛
争が起
きたとき
の反論
手続も
簡素化
されて
いくとい
う点でも
私は評価
できる
と思つて
おられ
ます。し
か、これ
までの
現行制
度と、今
回の制
度の改
正によ
つて本
当に具
体的にど
こがど
こ大きく
変わつ
てくる
のか、そ
してそ
れが欧
米諸外
国の法
律との
関係で

特許法との関係でどのような整合性が今度出てきたか。今日までは、先ほど申し上げたように、これが非関税障壁だというような批判もあったと思ひます。そのあたりの御見解はいかがでしょう。

○渡辺説明員 お答えいたします。
まず現行の我が国の多項制とヨーロッパの多項制との相違点を少し御説明いたしまして、それがどのように改善をされて欧米並みの多項制が実現されていくか、このようなことで御説明をしたいと思ひます。

先生御指摘のとおり、現行の多項制は五十年に採用されました。欧米諸国の多項制と比べますと次の点において相違がございます。

第一は、原則として一つの発明を表現するに当たりまして必ず一つの表現でなければならぬ、いわゆる多面的な表現ができないわけでございます。そして、このようにして書きまします必要要件項のほかは、五十年に導入されました必須要件項を技術的に限定し具体化したいわゆる実施態様項、この記載が認められているわけでございます。

これではやはり表現に制限がございますので、出願人としましては自己の発明を多面的に表現することは制限されている、こういう点が第一点でございます。

第二点は、現行の併合制度の範囲のもとですと、例えば最終生成物と中間体、あるいはサブコンビネーション同士等々、併合要件に合わないものがございます。これは技術的に深い関係があるわけでございますが、それでありまして併合できない、このような点につきましては、欧米の多項制はすべてそれを認めておりますので、このような点に差異がございました。

今回の改正でございますが、このような点を踏まえまして、やはり欧米並みの多項制を認めるべきではないかということで、今御審議いただいているわけでございます。

すなわち、一発明を出願人は自由に多面的に複数の請求項で記載することを認めます。これによりまして、最近のように非常に出願内容が高度化、

複雑化してまいっておる現状におきまして、出願人が漏れなく自己の発明を請求範囲に書くことができる、こういう点が第一点でございます。

第二点は、非常に技術的に関連性の高い発明でありながら併合できないというこの要件を拡大いたしまして、欧米とほぼ同じ線に持つていく、こういうことでございます。

今回の改正によりまして、ヨーロッパ特許条約におきます運用、アメリカ特許庁におきますアメリカの運用、それから我が国の改正法とは、その運用におきましてほぼ一致いたしまして、改正されましますとの相違点はございません。

先生先ほど御指摘ありましたけれども、この多項制をとりますと、例えば日本の出願人がヨーロッパあるいはアメリカへ出願する場合に、そのクレーム制度は同じでございますので、同じ明細書を訳せばそれぞれの制度に合うということでございます。また欧米諸国からの出願人も、自国の制度に基づきましたクレームはやはり日本でも認められる、このようにハーモナイズ、調和していくわけでございます。この点につきましては、三極の特許庁の会合におきまして、それぞれの三極の特許庁におきます制度及びその運用についての比較研究をやつて確かめられたところで、特にクレームにつきましては研究をやつたわけでございますが、先ほど申し上げました点がやはり日本は少し相違しておるといふ点ははっきりいたしました。今回の改正によりまして全くその問題点は解決されたということも、三極の会合で確認されておるわけでございます。

○青山委員 今回の法改正に伴つて多項制の変更になりますと、出願手続がとられましますと特許性の有無については請求項ごとの審査が必要になつてきます。請求項ごとの審査が必要になつてまいりますが、一出願が拡大してまいりますか範囲を持つた形で出願されてまいりますから、総出願件数ということになりますと、将来といひますか、今後相当減つていくのかどうか、そのあたりをどのように見ておられますか。

（奥田）委員長代理退席、委員長着席
○小花政府委員 お答え申し上げます。
今先生御指摘のとおり、今度の多項制が採用されますと、併合できる範囲というものが非常に広がりますので、出願の集合効果といひますか、まとめられるということが出てくることは私どもも期待しておるところでございます。

ただ、期待できるわけでございますけれども、現在出願の伸びというものが日本の場合相当にございまして、その出願の集合効果による減りぐあいと、それから出願の伸びとを総合勘案した場合に、私どもは現在よりも少なくなるというところまではいかないのではないかと、このように予測しておるところでございます。

○青山委員 昭和六十一年の特許出願件数が三十一万件、実用新案二十万五千件、相当膨大な出願件数であります。これがそれぞれ請求項ごとに審査を求められるということになってきますと、審査の負担というのがかえつて増大するのではないかと、そのあたりはどうですか。

○小花政府委員 先生御指摘のように、今申し上げましたように一つの出願に含まれる範囲が広がつてまいります。しかも、請求項ごとに判断をするという意味で、審査の負担が現在よりも一件の出願当たり多くなるということはそのとおりだと思つております。

ただ一方、今申し上げましたように集合効果という形で全体の出願の件数が今までの出願よりはやや少なくなるはずである、その減少効果とはほぼ相殺程度になるのではないだろうか。そういう意味で、特に審査効率が大幅に低下するということとはなく、現在程度の効率で十分審査ができるのではないかと、このように考えております。

○青山委員 一つの出願で請求項がふえていく、それが先ほど長官もおっしゃられたように玉石混交、石も相当あると言われたように、多項制の導入といひますか改正によつて請求項がいたずらにふえるというふうなことはないのでしょうか。私は意外と出てくるような気がいたします。これは

また後でペーパーレス化で、これは情報を早く提供する必要があると考へておりますが、案外その辺の研究は特許庁にお任せする、少しでも請求項を多くしていきたいみたいな動きが出てくるように思ふのです。その辺はどうですか。

○小花政府委員 先生御指摘のように、多項制のねらいは出願人が自分の欲しい権利を十分に書けるようにすることでございますから、先ほどから申し上げてまいりましたように、ある程度の数がふえるということは予測しております。ただし、私どもとしては、今度の多項制の制度を導入するに当たつての趣旨等を十分説明することによつて制度を正しく理解して運用させたいだけならば、異常にそういう問題が起こることはないと思ふに考へておりますので、そういう周知徹底方に大いに努力したい、こんなふうな考へております。

○青山委員 この点は、これから相当留意していただかないといけない点じゃないかと思ふのです。

それから、これはごく一般的な不安なわけですけれども、出願件数が恐らく形として減つていくでしょう。料金体系が変わるといふことなので、けれども、審査請求料、特許料等々で会計の収支はどのように変わつていくと見ておられますか。

○照山政府委員 今回の改正によりまして、現在発明の数に応じて徴収しております審査請求料でございますと、かあるいは特許料等につきましては、改正後は請求項の数に応じて料金の算定を行うという方式に置きかえることを法改正案の中に盛り込んでおられるわけでございますが、ただいま技監が御答弁申し上げましたように、新しく多項制を改善いたしまして、出願の集合効果とそれから一件当たりの審査負担の増大効果、これがほぼ相殺するといふふうな私ども考へておりますので、料金の置きかえ、算定方式の改正に当たりましては、これによりましてその点に關して実質的に値上げになるとかあるいは値下げになるとかといふふうにはする必要はないといふふうな判断をいたしまして計算をいたしました金額をもつて

して検討しているところでございます。

なお、申し添えますが、電子出願に移行した後におきましても、どうしても電子出願は無理である、紙で出したいという出願人もいます。したがって、そういう場合には出願人サイドからは紙で出願されるというものも受け付けるといふようなこともあわせ検討いたしました。全体として中小企業あるいは個人の出願人に対してもできるだけ不便をかけないように、そういう観点から検討しているところでございます。

○青山委員 ありがとうございます。質問は終わりますが、大変技術革新の著しい経済社会情勢のもとで工業所有権の整備というものが非常に重要であります。運用についてひとつぜひ特段の御配慮をいただきたいと思っております。

○佐藤委員長 この際、暫時休憩いたします。午後零時三十七分休憩

午後二時三十五分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。二見伸明君。

○二見委員 厚生省の方がお見えになっていらっしゃいますので、順番をやりくりいたしまして、最初に厚生省に二問だけお尋ねをしたいと思っております。

実は今度の特許法の改正で特許期間の延長が図られたわけでございまして、それは政令事項で医薬品になるといふに伺っております。私はこれは大変結構な措置だといふふうに思っておりますけれども、しかし反面、そうすることによって医薬品業界で先発メーカーが当然有利になるわけです。五年延長を認められますから、その場合、後発メーカーが不当に不利益を受けまいやうな薬事行政上の措置というのを考えてしかるべきだと思っております。その点についての厚生省の御見解を承りたいと思っております。

○佐藤説明員 ただいまお尋ねの、今回の措置に

よりまして後発品メーカーが不利益をこうむらないかということでございますが、私どもとしては、今回の措置によりまして医薬品産業の研究開発意欲が刺激されまして、優秀な新薬といふものが次々に開発されることを期待しているわけでございます。また、そのようになりまして、後発品メーカーが製造し得るいわゆる後発品といふものが多数増加するわけでございます。これは新薬の開発メーカーといふことだけでなく、中小企業も含めました業界全体の活性化が図られる、このように考えているわけでございます。

後発品メーカーの対応ということを考えますと、やはり何らかの措置が必要をわけでございます。今度の特許期間の延長を行うことによりまして新薬開発メーカーに対しまして配慮をいたしているわけでございますが、一方この新薬の承認のあった日から一定期間内に延長の出願をすべきこととしたしまして、後発品メーカーに不測の影響を与えないよう配慮もされていくところでございます。そういったことで特許期間の延長によりまして中小メーカーが直接的な影響を受けるということとはまずないのではないかと考えております。

それは申しまして、後発品メーカーによりましては御指摘のように市場参入が出来るというようなこともございますし、また医薬品産業のこれからの変遷ということを考えると、後発品メーカーが大部分を占めております中小製薬企業のあり方、あるいは今後の進むべき方向またはビジョンといったものにつきまして私どもとしても検討が必要と考えておりました。近く中小製薬企業のあり方に関する懇談会を設けて御検討いただいて、今後の医薬品中小企業施策につきまして検討をいたすことにならざるかと考えております。

それから、後発品の承認審査事務の関係でございますが、現在審査に要する標準的な事務処理期間が当分の間二年間ということになっております

が、本年一月からこれを一年六カ月に短縮するといふようなことで、承認審査事務につきましても迅速化を図っているところでございまして、引き続きこういった努力を進めてまいりたい、このようなことを考えておりました。必ずしも今回の措置が後発品メーカーに不利益を与えるということにはならないのではないか、また、ならないようにしてまいりたいと考えているところでございまして。

○二見委員 佐藤さん、済みません、ちょっとわからないのでお尋ねしたいのだけれども、全般的にはそういうことだと思っておりますけれども、改正されますその瞬間的な時点では、中小の医薬品メーカーが、今度参入できるなと思つたところが、極端な場合には例えば五年間先に延ばされてしまふという意味で、改正時点でのちよつとした不利益といふ面が、中小メーカーにとっては厳しい局面が出てくるのでしうね。これが定着した段階ではなくて、改正された直後の話として、そういう問題はやはり出てくるのでしうね。

○佐藤説明員 改正直後この影響が出るかということでございますが、いわゆる後発品メーカーが製造いたします品目をどのように選択するかという点につきましては、實際上、既に新薬として一定の販売実績を持ちまして、後発品市場として有望なところを選定いたしまして後発品メーカーが参入するわけでございます。そういうことでございまして、この措置が始まります移行時点、その時点におきまして新たに承認された新薬につきましまして、これが直ちにその後発品メーカーに不利になるといふことではございませんで、やはり承認後一定期間、相当期間を経まして、市場の動向などを見まして後発品メーカーがそこに参入するかどうか判断するわけでございます。実際この措置が直ちに後発品メーカーに影響を与えるということはないわけでございます。

○二見委員 それから、特許の存続期間が最長五年間延長されるわけでございます。そのことによりまして、権利の上にあぐらをかくということが製薬

メーカーの中に出てくるのかどうか。もう一つ、貿易黒字のたまっているときに輸出の話をするとまずいのであれども、日本では国際市場にほとんど輸出できるようなすばらしい医薬品の発明といふか開発は行われているのかどうか。今度五年間延長することによって、むしろ新しい画期的な医薬品の発明といふことが可能になつてくるのかどうか。国際市場におけるシェアも高まるのかどうか。そこら辺の見通しはどういふふうには厚生省はお考えですか。

○佐藤説明員 まず第一点目の、今回の措置によりまして、新薬開発メーカーがこの措置の上にあぐらをかくて新薬開発に努力しなくなるんじやないか、こういう御指摘でございますけれども、実は、医薬品産業は従来より大変新薬開発競争が激しい業界でございます。現実、売上高に對します研究費の比率で見ましても、他の産業に比べて最も高くなつていく状況でございます。それで、今回の措置によりまして医薬品産業の研究開発意欲がさらに促進されるというように私どもは考えておりました。そのことは、これからの特に高齢化社会あるいは長寿社会と言われる中で、医薬品産業が国民のニーズにこたえ得るような新薬を、しかもすぐれた医薬品をつくり出していく、これが医薬品産業に課された使命ではないかと思っております。また医薬品メーカーにとりまして、新薬を開発して市場に出していくということが、国内市場はもとより海外市場との競争、こういう面でも発展の非常に大きなきである、このようなことが認識されております。したがって、医薬品業界におきましては競争が大変激しくございまして、とりわけすぐれた新薬開発に力を注いでいるというのが現状でございます。そのようなことで、今回の措置によりまして新薬開発が停滞するということはないと思っております。私どもはそういうふうに考えております。

それから二点目の国際市場の問題でございますが、御指摘のように、医薬品産業の海外進出というものは、他の業界に比べますとある意味では

大変おくりしているという状況にございます。輸出比率というのを見ましても、生産高に對します輸入比率が約七%、それに対し輸出比率は約三%というところで、その意味では輸入超過の産業でございます。

先ほど申し述べましたように、医薬品業界が研究開発を進めまして新薬開発に努力しているため、売上高対研究費率というものは、国内におきましては全産業の中でトップを占めるという状況でございますが、これはあくまでも売上高に對する比率でございます。この比率は海外の主要製薬メーカーと比較してみますとかなり肩を並べる水準になっておりますが、ただ我が国の医薬品産業は、世界主要企業のランクで見ますと、国内のトップメーカーが世界では十七番目という位置にございますので、研究開発費の絶対額そのものとして海外の主要企業に比べますと低くなっておりまして、その意味では、これから国際市場で世界に通用する新薬というものを出しまして競争していくという点におきましては、やはり不十分な面がございます。

そういうこともございまして、厚生省いたしましたも、医薬品産業の産業政策の柱に研究開発の促進ということを押えまして、現在、研究開発の活性化を図るいろいろな施策を進めておるわけでございます。今回の特許期間延長につきましてもその一つの重要な柱である、このように考えているところでございます。

○二見委員 どうもありがとうございます。

それでは本題の方に移ります。まず最初に、何度もういろいろ質問が出ておりましたけれども、今度の改正案提出の最大のねらいは何かということなんです。一応四つの改正案の内容が示されておりますけれども、長官、どうなんでしょう、やはり最大のねらいは特許料金等の改定で、それに付随して多項制の改善等々が行われるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○黒田政府委員 私どもとしては、この四本柱は

それぞれに重要であるというふうにご考えておりまして、いずれが最も重要であるかという点については、いずれ劣らずというふうにお答え申し上げたいと思っております。

値上げが最大のねらいではないかというお話でございますが、私も値上げも極めて重要であるというふうには思いますが、ペーパーレス計画というものを中心に、私も特許庁では、非常に膨大に、かつ増加しつつある出願審査請求をこなすために最大限効率を発揮しなければならぬというので長期計画を進めているわけでございまして、当初から二段階で値上げをお願いしたいというふうにご考えておりました、この値上げがもし認められないということになりますと、せっかくスタートした十カ年計画のペーパーレス計画がとんざるということになってしまいますので、これも極めて重要であると思っております。

多項制の改善は、現在の技術の、あるいは発明の発展段階に即応して権利の保護に遺憾なきを期するという意味ではぜひとも実現しなければならぬ。かつ、その関係する出願人の範囲、産業の範囲というものは非常に広範にわたるわけでございまして、これもそういう意味では関係するところが広く、効果も大きい非常に重要な柱でございます。

医薬品あるいはその他これに類する要件に合致するものについての特許期間の延長の問題も、やはり特許権制度あるいは工業所有権制度の本来のいわば基本的な考え方でございます情報公開と同時に、権利を保護するという権利保護の側面が他の行政的な法規制によりまして空洞化しておるといふ状況にございまして、こういったものについてそれぞれ手当てをいたしませんと我が国の研究開発自体に悪影響を及ぼすというふうにご考えられますので、これもまた重要であるというふうにご認識しております。

それから、手続期間などについて主として国際的な観点から調整を加えるわけでございまして、我が国の工業所有権制度は、工業所有権そのもの

の持つ国際性に照らして各国と調和のとれたものでなければならぬと思っております。現に各国から種々批判があったものにこたえようというわけにございまして、国際社会におきます我が国の地位、特に特許件数から見て特許大国と言われる我が国でございますので、国際化するという意味でも極めて重要であるというふうにご考えております。

以上でございますので、ちょっと観点によりましていろいろ理由づけが違つてございまして、いずれ劣らず重要であると考えております。

○二見委員 多項制については午前中かなり議論がありまして、重複を避けたいと思っておりますので、今まで大正十年法によつて単項制だった、その伝統のもとに、五十年にはその単項制を引きながらの多項制ということになった。それを今度さらに改善するんだという趣旨の御答弁が午前中何回かございまして、今度の改善によつて、いわゆる単項制という考え方は全くなくなったというふうにご答弁は全くなかたえ方はないか、大正十年法以来の伝統的な考え方はなくなったんだというふうにご理解してよろしいでしょうか。

○黒田政府委員 単項制は消滅いたしました。

○二見委員 そうすると、欧米と全く変わらないという御答弁がありましたけれども、例えばアメリカに出願します。英文で書きます。それを全く日本語に翻訳してこちらへ出してもオーケーということになりますね。

○黒田政府委員 原則的にそのようになります。

○二見委員 それから、これは基本的には制度の変更ということになるんだと思っております。出願関係者への周知徹底を図ることは当然必要だと思っております。したがって、そのためにまず特許庁としてはどんなことを考えておられるのか。この法律改正案成立後どのようなことをどういうようなことでもって周知徹底を図ろうとしておられるのか、その具体的なことがありましたらお教えいただきたいと思っております。

○小花政府委員 この多項制の改善というものの重要性にかんがみ、またその影響の大きさにかんがみまして、私どもとしては、内外の特許関係者にあらゆる機会をとらまえて広く周知徹底を図っていききたいというのが基本的な考え方でございます。

具体的にはどんなことをやるかということでございますが、現在のところでは私もこれを具体的にどのように書くのか、あるいはどのように審査するのかというふうな運用の仕方についての基準をつくりまして、これを内外の関係者と十分議論しながらつくりまして、それを説明会を開くなり関係者に配付するなりという形で具体的な運用の仕方を十分に周知徹底してまいりたい、というふうにご考えております。

○二見委員 私も実務をやったことがないので全くわからない点で質問するのでございますけれども、例えば多項制の改善で、現行ですと、これは特許庁からいただいたのですが、いただいた資料をそのまま読みます。

第一の願書で、高速計算用半導体チップX、そしてその改良物として超高速計算用半導体チップY、それからXの製造方法、これが一つの願書に今書くことになっている、こうなっております。Xの改良物であるYの製造方法というのは別の第二の願書、別の出願となるというのが現行法です。そしてこの場合は、特許庁の資料ですと、同一発明となつてXを用いた高速計算処理方法はこれが出願できない、こうなっております。

ところが、改正後は、高速計算用半導体チップXとXの製造方法は当然書けるし、超高速計算用半導体チップYという改良物は当然書けるし、そのYの製造方法も書ける、Xを用いた高速計算処理方法も願書に書ける、こうなっております。そうすると、このYからさらにZというのができると思つて、そうすると、そのZとそのZをつくる方法とかというのこの願書に書けるのかどうか、これはどうなんでしょう。

○渡辺説明員 御質問にお答えいたします。

すか。

○黒田政府委員 二見委員御指摘のように、個人発明家、中小企業の発明に対して考慮が必要であるという点は、私もそのように考えております。個人発明家あるいは中小企業は、特許権というよりは実用新案の出願の方が多いわけですが、特許料も、そういったものについては、特許料金体系と実用新案の料金体系では、既に実用新案の方が割安になっていることが一つございませう。

それから、現在私どもが目指しております審査期間の短縮、特に長期化するものを予防するという意味では、ペーパーレス計画は有効であり、かつ不可欠のものと思っておりますが、このペーパーレス計画の実現によりまして審査期間が短縮され、同時にまた特許情報を利用しやすい形で公開されていくことによりまして、ライフサイクルが短い形の特許、実用新案がどうしても多い中小企業ないし個人、そしてその特許情報の利用しにくい個人ないし中小企業にとつては、ペーパーレス計画というのは相当に有効、有益であるという意味で、応益的な意味では同等に御負担をいたしたいと思っておりますが、他方、中小企業、個人発明家に対して施策的な面で充実をしなければならぬというふうにも考えております。

実はことしもそういう意味でその関連の予算を大幅に拡充いたしまして、指導事業とか相談事業というのがあるのでございますが、そういったものについては開催回数が増加しておりますとか、あるいは利用しやすい相談事業とするために夜間あるいは土日における開催ができるようにするとかいうようなことを考えておりますし、また総合資料データベースを利用するための端末機の設置についても地方への増設などを図っていきたいというふうにも思っております。

○二見委員 もう一点伺いますけれども、今回の特許料等の引き上げによってペーパーレス計画の構築のための財源は確保されると考えてよろしいですか。再引き上げということはないというふう

に考えてよろしいでしょうか。

○黒田政府委員 大体当初のつもりどおりの特許特別会計の歳入歳出とも今日まで推移いたしております。今後については、若干の歳出増加要因が当初計画に比べて認められるわけでございますけれども、現在予見し得る範囲内では、今回の値上げをもちましてペーパーレス計画完了まで再度値上げをお願いすることなくやれるのではないかと考えております。

○二見委員 次に、特許行政一般について若干お尋ねをいたしますが、出願件数の現状、見直し、最近の特徴等について御説明をいただきたいと思

○照山政府委員 お答えいたします。

先ほど来話が出ておりますように、我が国における技術水準の向上、あるいは旺盛な企業における技術開発意欲というものを反映いたしまして、特許等の出願件数は年を追って増加しております。工業所有権関係四法合計で申し上げますと、昭和六十年度におきまして年間約七十三万件、六十一年度には約七十五万件の出願に達しているわけでございます。そのうち特許、実用新案は五十九年度が約四十九万件とございまして、六十一年度では約五十三万件ということで、非常に伸びているわけでございます。過去昭和五十一年度から六十一年度の十年ぐらゐをとりまして計算をいたしますと、年平均伸び率は、特許で七・二%、実用新案は一・三%、合計いたしますと四・五%ずつ伸びておるといふ平均でございます。

最近の特徴的なことで一、二申し上げますと、やはり技術革新を背景といたしまして、コンピュータでございまして、あるいは件数はまだ小さいわけでございますがバイオテクノロジー、そういう先端技術の出願件数が伸び率は非常に大きいということが言えるわけでございます。こういうことも含めまして、出願の内容が前に比べますとやはり高度化し複雑化しておるといふことが特徴であろうかと思

あと意匠、商標の関係は、意匠はおおむね横ばいなしは近年に至りますと若干減少傾向で、六十一年度は約五万三千件の出願でございます。それほど横ばいというところで、年平均伸び率も例えれば三%程度でございます。

今後どうなるかということでございますが、これは経済や産業の状況でございますとか、あるいは技術開発の進展の速度でございますとか、あるいは私どもが進めております出願の適正化の指導効果でございますとか、まだいろいろ条件がございませうから、確たることを見通すということはおもろんできないわけでございますが、現時点におきましてあらゆる状況を考えまして見直しを

一応私どもなりに持つておりますのは、特許、実用新案につきましまして、これは実は昭和二十五年から六十年度までの実績値を分析いたしますと、一つの統計的なカーブが出てまいります。このカーブを将来に延長する、それに基本的には沿っていくということ、あるいは今回の法改正による多項制の活用でございますとか、そういったものを織り込んでいくというようなことで申しまして、ペーパーレス計画の目標期間でございます六十八年度には五十四万件程度になるのではないかと、こう予測しているわけでございます。意匠につきましましては、今後とも五万件台を維持いたしまして、大きな件数の変動はないというふうに見ております。また商標につきましましては、年度によりもちろん若干の変動はございますけれども、六十八年度にはおおむね二十万件程度になるのではないかと、このように見ているところでございませう。

○二見委員 今のお話の中にレーザーとかバイオとかコンピュータとか、いわゆる先端技術関係の出願がふえているのが特徴であるという御説明がございました。そういったものと、例えばペーパーレスがで上がったとしても、これは検索することでありまして、そして出願されてきた非常に高度なものに対しての審判というものは、これは人がやるわけですね。審査官、審判官、これがやる

わけですね。そうすると、どういふことがこれから必要かという点、一つは、ペーパーレスができたからといって人員が要らない、減つてもいいということと、増員ということでもってそれに人員の確保は必要ですね。

それからもう一つは、そうした先端技術分野に適合した人材という点、能力のある人を充てていかなければどうしようもないですね。創造的な発明というものがこれからどんどん行われてくる、それが日本のこれから生きる道である。ところが、それが出願されてきても判断するだけの能力がこちらにならぬということになると、これはえらいことになりませう。

そうした新しい分野、先端技術分野に対応し得るような人員の確保、資質の向上、そういう点についてはどういふふうにお考えでしょうか。例えば審査官が大学の研究室と交流するとか、民間企業と交流するとか、要するに書類でもって知識を得るのじやなくて、大学の研究室なり民間の研究室なりへ行って、一緒になって吸収していくというふうなシステムがなかったならばやはり難しいんじゃないかと思つたわけでも、そこら辺はどういふふうにお考えですか。

○照山政府委員 先生御指摘のように、人の問題というのは極めて重要であると私も考えております。それは、おっしゃいますように人員の確保のほかに人材の質の向上、質の確保ということもまた重要であるわけでございます。また、そういった適正な人材を先端技術分野等、出願の伸びの非常に大きいところ、かつ内容的にも非常に難しい出願がある、そういうところに適正に配置していく、これもまた重要であると考えております。

この間の関係をちよつと申し上げますと、例えば審査官でございますが、審査官につきましましては、半導体でございますとかあるいはバイオテクノロジーでございますとか、そういった出願の伸びの著しい先端分野、そういうところにおきましては、出願の動向でございますとか審査官の専門性をよく考慮いたしまして、担当審査官の増強を弾力的

か、先発明主義の複雑さのゆえにそこで仕事が出来るといふ弁護士その他の人たちの反対論もございませぬ。

したがって、全体にどうなるかは必ずしもよくわからないのでございませぬが、アメリカ特許庁は、既にWIPOの専門委員会の席上、先願主義に移行する意思があるということを表示いたしておりまして、ただこの場合、世界各国が一定のスタンダードを満たすことが必要である、それとパッケージである、いわば取引をするのだというようなことを言っておりまして、現在こういうものについてはWIPOで主に国際的な調和の問題として議論を進めていくというのが表舞台でございませぬ。ですが、私どもは日米欧三極特許庁会議というのを持っておりまして、その機会などにこれまでもしばしば日本側は、先発明主義を離脱すべきであるということをおっしゃったわけですが、さらに調和の問題を話し合うことにしておりますので、推進してまいりたいというふうな考えをしております。

それから、関税法三三七条でございませぬが、これは現在でも非常に問題のある規定でございませぬ。日本が提訴をされますと、被提訴人に許されている反証の時間が短いか、疑いを受けまして暫定的に輸入を制限されますと、仮に後でシロだということになつてもその被害が救済されないとかいうような問題があるわけがございませぬが、その上に、今回のアメリカで提案されております幾つかの改正案では、この期間をさらに短くすると、産業に被害が必要だという現在の産業被害要件を削るかというふうな案になっております。私ども大変遺憾であるというふうな思ひます。

と申しますのは、現在でもこの三三七条はいわば悪用される向きがあると私どもは感じておりまして、さらにこういう制度のいわば手直し、私どもから見ると非常に困った改正が行われますと、一層それに拍車をかける。特に法的正当性からいって、疑いがかけられたというだけではまだシロ、クロが決着してないわけがございませぬ。

まして、多くのケースとは言い切れないかもしれませぬけれども、シロになるケースも間々あるわけがございませぬ。したがって、適正な法的手続という意味で、現在の三三七条の改正案については私ども非常に強い懸念を抱いております。機会あるごとに私どもの懸念を米側に伝えております。

ウルグアイ・ラウンドの件でございませぬが、図式的に申しますと、ウルグアイ・ラウンドは先願側がLDC側に対して工業所有権制度の整備を図るといふ図式になっていと思ひますが、私ども日本の立場から見ますと、我が国から見れば工業所有権の貿易的側面というものは、単にLDC側にあるのではなくて先進国間にもある。特に、先ほどの関税法三三七条に見られますアメリカの過剰保護の問題なども当然にこの国際ラウンドで議論されてしまかざるべきである。それから、先発明主義などによります制度の違いにつきましても、物によりましては貿易上の制約になる面がございませぬので、こういったものも考えていかなければならぬと思ひます。もちろん、LDCの保護不足の問題、それによります不正商品貿易が行われているという実態がございませぬから、これについても是正を求めていかなければならぬというふうな思ひます。両面作戦でまいりたいというふうな思っております。

それで、LDCに対して単純に工業所有権制度の確立を迫るというだけではないのかという点でございませぬが、私は迫るべきであると思ひますけれども、ただ迫るだけではLDCとしてはうまく対応できないと思ひます。

一つには、やはり我が国がその適例だと思ひますけれども、工業所有権制度の確立は、それによつて外国を利するのではなくて、当該国の経済発展あるいは技術開発、産業発展の基盤をつくるという意味合いがございませぬから、こういった意味合いについて日本は一つのサンプルとして御理解いただきたい。ぜひともその意義に目覚めていただくようなアプローチ、それから、これを導入す

るにいたしましても、人材の養成から始まりましていろいろな助力が必要でございませぬ。こういったものについて日本は大いに協力をしていくべきであるというふうな考えをしております。

経済協力の必要性については、私どもも、特許庁という枠からは若干外れると思ひますけれども、大いにこれを進めていくべきである、工業所有権制度の整備は、逆に言えば、またその裏側として、技術移転を促す基礎的な制度になり得るといふふうな考えをしております。

○二見委員 以上で終わります。

○佐藤委員長 野間友一君。

○野間委員 限られた時間でありませぬけれども、三三ばかり質問したいと思ひます。

最初にお伺いしたいのは、国有特許のライセンス契約の問題であります。

既に御承知のとおり、六十年の十一月一日、工業技術院の所管の国有特許を包括的にIBMに対してライセンス契約を結んでおります。恐らくこういう国有特許に関して包括的なライセンス契約は今度初めてだと思ひますけれども、工技院にまずその点の確認と同時に、一体今までの契約と今度の包括的契約、いわゆるその包括的というのとどこにどういう違いがあるのか、この点も含めて明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤委員長 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○佐藤委員長 速記を起こしてください。

中川政務次官。

○中川政府委員 IBMと工業技術院の間で結ばれました包括ライセンス契約についてのお尋ねであります。IBMはかねてより通産省に対し、工業技術院所管の情報処理関連の国有特許、全部ということではございませぬ、情報処理関連の国有特許を包括的にライセンスするということを希望していただけております。

この国有特許を適正に管理しつつ、国の研究成果を積極的に内外企業に移転する上で、包括的な

ライセンスの供与は妥当かつ効果的と我々は考えております。また、日米間の経済・技術交流の一層の円滑化に資するものであるため、IBMと包括的ライセンス契約について合意することといたしたわけがございませぬ。工業技術院所管の国有特許について専用実施権を有する財団法人日本産業技術振興協会とIBM社との間で、昭和六十年十一月一日、契約が締結されておるわけがございませぬ。

以上であります。

○野間委員 それでは、工業技術院の方が来たようですから、初めからお聞きしたいと思ひます。

IBM社に対して、工業技術院が所管する国有特許約七万件について包括的にライセンス契約を結んだということなんですけれども、この包括的ライセンス契約というのは国有特許については恐らく初めてだと思ひます。そのことの確認と同時に、包括的というのは今までの個別のライセンス契約と一体どう違うのか、その点についてまづ明らかにしていただきたいと思ひます。

○飯塚政府委員 先生御指摘のとおり、これは国有特許としては初めてでございませぬ。

従来、個別の契約におきましては、個々の特許の内容につきまして検討の上、実施の効果等を勘案いたしまして契約することになっておりますけれども、この包括ライセンスの場合には、今先生御指摘のように、多数の特許を全体として包括的に使用を認めるというものでございませぬ。

○野間委員 初めなんですか。まさにパッケージ、包括的ですね。俗な言葉で言いますと一山幾らとか言いますけれども、大変な問題が含まれておると私は思ふのです。

今度の包括的なライセンスの中身ですが、いろいろ調べてみますと、例えば大型プロジェクトのうち、応用計測制御システム、科学技術用高速計算システム、次世代産業基盤技術研究開発制度のうち超格子素子とか三次元回路素子、あるいは耐環境強化素子の開発成果、さらに、これまたコンピュータメーカー六社等てつくつておる技

いうガイドラインというものは全くないわけ
です。個別の、各個の特許に関してどういう形で契
約するか、国民の貴重な税金ですから、これを
どう使うのかというところは非常に厳密に書いてあ
りませうけれども、包括的なライセンスというのは
この中にないわけですね。

○照山政府委員 先ほど申し上げました実施契約
書のひな形は、今申し上げました個別の実施契約
を想定してつくったものでございます。

○野間委員 そうすると工業技術院、あなたのと
ころも特許関係は大変多い。文部省、科技厅等々、
そのうちで工技院が一番多いと私は思うのです。
しかも貴重なものです。ところが、せっかく皆さ
んが参加してつくり、その皆さんがオーケーした
ものに基づいて出した特許庁長官の通牒、こうい
うものに基づかず、工業技術院が何で今の包括的
なライセンス契約を結ぶことができるのか。みず
からが承してつくったものをみずからが破った
ということになるんじゃないですか。

○飯塚政府委員 特許庁長官通牒で述べられてお
ります実施契約書様式等をそのままの形では用い
ることができなかつたわけですが、その
考え方には十分留意しつつ、それをまた基
準として契約事務を行ったところでございます。
○野間委員 それでは中身について順次お聞きし
ていきたいと思ひます。

この契約書、今申し上げたように個々の特許、
この特性に基づいてそれぞれがいろいろな中身の
契約を結んでいくことであるわけで、特に
その中で私が問題にするのは、包括的な契約その
ものが今申し上げたようにかたつてなかつた。しか
もそのひな形すらなかつた。特に「実施契約算定方
法」、これを見ますと、基本額、これは算定方法が
ありますね。それから実施料の率は、基準率、利用
率、増減率、開拓率、いろいろな項目がありまし
て、これに従ってきちと出していくんだ、金が
非常に大事でありますから、こういうことが書い
てあります。

しかも、例えば基準率を見ますと、これは一つ

一つの特許について上中下の評価をする。「販売
価格を基礎とする場合」には、実施価値が下のも
のが二%、中のものが三%、上のものが四%。それ
から「価格又は価値の増加又は利益金額を基礎と
する場合」、これはそれぞれ上中下の順に言いま
すと三〇%、二〇%、一〇%、こういうのがあるわ
けですね。つまり国有特許のライセンスについて
は、このように一つ一つの特許を正確に上中下の
評価をして、そしてその実施の料金を決めていく
というのが、まさにこれは統一したガイドライン
なんです。ところが、先ほどのパッケージの場
合には約七百件、私もこれは資料をもらって驚い
たのですけれども、大事な特許が約七百、特定さ
れていないわけですね。これはまあ別にしても、
こういう乱暴なことでやられるということは許さ
れないと思うのですが、どうなんですか。

○飯塚政府委員 個々の特許の実施契約につきま
しては、それぞれの特許が特定の製品にどのよう
に使われるかというふうなことが、先生今御指摘
のようないふやうな算定ができるわけではござい
ますが、包括ライセンスの場合には、どのようなもの
にどのような割合でそれが使われるかということ
を特定することは難しゅうございます。しかしなが
ら、これまでのいろいろな実績を勘案いたしまし
て契約をしたところでございます。

それから件数につきましては、約ということ
で先生おっしゃいましたけれども、これは現時点で
もちろん特定の数に決まっておるわけではござい
ます。

○野間委員 この算定方法、こういう形でやるん
だ、これはいろいろ書いてあるわけでしょう、つ
くっておるわけです、皆さんが寄つて、ただ、これ
は包括的なものだからこれに基づかない、こうい
うことでしょうか。今まで国有特許で包括的なそ
ういうライセンスの契約を結んだのは今度初めてで
すよ。ですから、国民の税金で生み出した貴重な
価値のもの、こういうものについてパッケージで
できるかどうか、これは別に、万が一できるの
とした場合でも、それでは一体基準をどうするの

かということを決めるのが当たり前でしょう。そ
れを決めないで、勝手に工業技術院が七百の山
幾らでIBMに対して供与する、開放する、これ
は許されると思ひますか。

○飯塚政府委員 先ほど申しましたように、個々
の特許の役割というものを十分に算定することが
困難な場合であると私もは考えております。

それから、この契約自体は内外無差別の原則で、
だれでも使えるという、本来そういう性質のもの
でございますので、特定の企業にそれを実施させ
るといふことが即問題になるというふうなもので
はないというふうな思つております。

○野間委員 それは本末転倒の考え方なんですよ。
いやしくも、あなたの個人の金で開発したものな
らともかくとして、あるいは民間企業が開発した
ものならともかくとして、国民の税金でつくった
ものですよ。それをどのお金で供与するか
という問題は最大の問題ですよ。だからこそ大蔵
省も言うように、これはまさに普通財産の場合合
準貸し付けですから、これについてはきちり適正
な態度をとらなければならぬ、こうなるわけでは
ありません。それに基づいてその具体化が、特許について言
いますとこの通牒なんです。だから、もし包括的
なライセンス契約をするような場合であれば、そ
の場合には一体どうするかということも基準を
つくつて、その基準に照らし合わせて個々の契約
をするのが当たり前でしょう。そういうものをせ
ぬまに、まずとりあえずIBMと、あなたは非
差別だと言いましたけれども、まさに差別でしょ
う。個々の、IBM一社に対してこういう契約を
結んで、それに合わせて取り決めるということ
とになりますと、まさに靴に合わせた足をつくる
というたぐいになるんじゃないですか。こんなで
たらめなことが許せるのですか。みずからつくつ
た規則を破るのですか。それでいいというので
すか。特許庁どうですか。

○照山政府委員 先ほど来申し上げておりますよ
うに、この国有特許権実施契約書というのは、こ
のように契約を結ぶことを各省庁に強制すると

いうものではございませんで、実施契約を結ぶ場
合にはこういうようなひな形を標準として参考に
供するといふ趣旨でつくつたものでございまし
て、この説明に当たりまして、この契約書と
おりでは不便な場合、あるいはこの契約書の範囲
に入らないといったような場合には、この契約書
を参考としながら必要な条項を設ける等によりま
して適宜対処をするのだということもあわせて説
明をしていこうとございまして。

○野間委員 その際に適正な対価の保証があるの
かないのか。担保するものはないわけですよ。こ
れは工技院、あなたは勝手に言うけれども、客観
的な基準なしに適正適正と言つたつて、そんなも
の通るはずないですよ。そうでしょう。だから、そ
ういうガイドラインが本場に必要であれば、これ
は関係者皆寄つてつくるべきなのではないかと
もつくらぬまに一社に対してすることは許され
ないと思ひます。

と同時に、では一体幾らでこれを開放したのか
ということは何ば聞いても言わない。これは六十
年の十一月ですね。それで「工業所有権実施状
況」、この資料をもらいました。これによると、国
有特許の開放による対価が年間大体二億数千万で
すよ。これは六十一年の十一月です。毎年年度末ま
では納付しなければならぬというのが法律でも
決められているわけですね。そうすると、六十
年度についていいますと、十一月から三月まで
わけです。この実施状況を見ますと、六十年度全
体で三億七千万です。五十九年度を見ますと二億
七千五百万です。そうすると、推測できるとする
ならば、この差額がIBMから入ったライセンス
料かというふうな思わざるを得ないと思うので
す。これは本場にどういふことなのですか。二千
二百億円以上もかけて開発した貴重な成果、これ
がまさにただ同然じゃないですか。これはどう
なつていますか。トータルならトータルで幾らに
決めたのか。これは今申し上げたやつとの関係は
どうなるのですか。

○飯塚政府委員 私どもが行つております研究開

発プロジェクトの成果は、もちろん工業所有権という形で成果もあるわけでございます。それだけではないで、成果を公表するということになつていくわけでございまして、必ずしもそのような金額の差が全部それに充たされるというふうには考えておりません。

○野間委員 まともに答えられないでしよう。私が申し上げておるのは、これだけたくさん国民の税金で金を投入してつくった貴重な成果をパッケージで渡して、しかも、では一体幾らのライセンス料かという、今も明らかにしないでしょう。辛うじて今の数字から考えますと、わずか数千万円、もつと足らぬかな、そんな程度なわけです。だから、もともと国が基準をつくっておるよう、一つ一つの特許の評価、上中下に分けて、それでそのパーセントを基準に決めておるわけでしよう。そういうもので評価せぬままにパッケージでやるということなるわけですよ。

IBMといひますと、日立に対しても富士通に対しても松下に対してもいろいろな形でクレームをつけて、特許なりあるいは知的所有権絡みのいろいろな紛争、摩擦を起こしているわけでしょう。何かちよつとあるとがとつてくる。ところが一方、こういうようにならばとパッケージで言ってくる。それに対して、今まで何にもやったこともない、規則もないのにそういうでたらめなことでこれを一括的に供与する。まさにアメリカなりIBMの圧力に屈してこういうことをしたと言わざるを得ないと思うので、これは許されないと私は思うのですよ。

きょうは大臣がおられますのであれだけけれども、私はきょう検査院を呼んでおると思ひますが、こういう点も含めて、検査する場合にガイドラインも中心に含めて、果たして適正な価格でこれが供与されたものかどうか、これを十分検査するべきだと私は思ひますが、いかがですか。

○小川会計検査院説明員 会計検査院としましては、ただいまいろいろ御論議があつたことを十分

念頭に置きまして、慎重に今後の検査に臨みたいと考えておるところでございます。

○野間委員 指摘を踏まえて慎重に検査をするということですから、ぜひそのとおりお願いしたいと思ひます。検査院、もう結構です。

それでは、特許法の問題についてお聞きするわけですけれども、これも午前からずっと論議がありましたので重複は避けたいと思ひますが、まず改正案の前提としてお聞きしたいのは、アメリカのいわゆる先端技術分野での政策についての他国に対する強制というか、強引なやり方の問題であります。

そもそも知的所有権の保護についての国際的なルールあるいは準則といひますとパリ条約がありますね。これによりますと、それぞれの国がそれぞれの法律を持ち、その適用に際しては内外人を区別しない、これはまさに内国民待遇であります。ところが、最近のアメリカのやり方を見ますと、まさに相互主義、これを押しつけてくるというのが特徴だと思ひます。今までも委員会で例のチップ保護法とか、あるいはその他コンピュータのプログラムの著作権、いろいろな問題がありました。今度の八七年の包括貿易法案あるいは競争力の強化法案、これを見ましても、相互主義を盛り込むというやうなことで相当大きな圧力がかけられておるわけですね。だから、このこと自体がパリ条約の趣旨にも反するし、まさにそれぞれの国の主権、自主性を侵害するものだと言わざるを得ないと思ひます。こういうアメリカのやり方についてどういふふうに考えておるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○黒田政府委員 ウルグアイ・ラウンドを開始する。そして知的所有権問題をその中心テーマの一つに取り上げるといふ点については各国間の長い交渉がございまして、ようやくあの関係宣言に盛り込まれたやうな形でウルグアイ・ラウンドで決まったわけでございます。

その背景にございましてアメリカ側の姿勢の問題といたしましては、私が感じますところでは、ア

メリカの貿易収支がなかなか思うに任せない、大幅の赤字の解消のめどが立たない、アメリカの産業全体としての競争力の低下が痛感されている、そういう背景のもとにおきまして、アメリカにとつてみずから非常にすぐれていると考えている知的所有権の分野で、いわば世界的に権利保護が十分に行われないうちにアメリカの国際競争力が十分に発揮できないやうなところを踏まえて、このウルグアイ・ラウンドでイニシアチブをとつてきたものと思ひます。

アメリカの態度はそういう点が確かに感じられるわけでございますが、我が国を含め先進国全体、そしてまたその先進国と協調あるいは共存関係にありますLDIC全体にとつて、長い良好な貿易関係といふのを考えますと、こういう知的所有権分野におきますも少し高い水準での保護が必要であるといふことについては、ガット・ニューラウンドに参加する各国に共通の認識があるものといふふうに思ひます。

パリ条約との関係におきましては、野間委員御指摘のように、パリ条約ではどちらかといへばコンセンサス方式で、それはそれとしてすぐれたやり方であるといふふうに思ひますが、同時にまたコンセンサスでありませぬがゆえになかなか事がはかばかしく運ばないという側面もございまして、ガットという一つの国際貿易のいわばスタンダード、そしてそれに伴う紛争処理手続の整った機関でこの問題を取り上げる。問題としては知的所有権そのものではなくて、知的所有権の貿易的側面を取り上げるというやうないわば権限、交渉能力の配分が行われているものといふふうに思ひます。

同時に、この関係宣言ではWIPOのイニシアチブを妨げはならないといふふうになっておりまして、WIPOの形態あるいは程度についてはなお関係各国に異論があるわけでございますが、何らかの協調を得て進めるといふふうになっていると承知いたしております。

○野間委員 関税法の三三七条については先ほど

から同僚の委員からも質問がありましたけれども、これもひどい話ですね。国内法に基づいて大統領権限で一方的に水際で遮断するわけでしょう。これはひどいので、さすが日本政府もこれは認めないという形で先ほどからも答弁がありましたので、これは断固として、こういうものについては国際的なルールに違反しますから積極的に取り組んでいただきたい。これは次官いかがですか。

○中川政府委員 関税法三三七条の問題につきましては、日本政府としては数次にわたる最近の国際会議におきましても持ち出しまして、アメリカにこのやうな措置をとつてもらつては困ると強く公式会合でもたびたび発言をしておるところであります。私も、先般ガットの二十一カ国貿易大臣会議というのがニュージーランドのタウポでございましたが、参りまして、やはりこの問題について公式会合でも発言をいたしましたし、また非公式の会合でもECのドクレルクさんと会談をしまして、こういう問題を認めてはならぬといふこととお話をしました。ECも同じ立場でございまして、公式会合でもEC代表から日本政府と同じやうな発言があつたところでございまして、今後とも引き続きまして精力的にこれについては対応してまいりたいと思ひます。

○野間委員 多項制の改善の問題についてお伺いしたいと思ひます。

これは、今から十二年前ですか、昭和五十年の当委員会では私ばかりこの問題を執拗に取り上げて質疑をした記憶がありますけれども、昭和五十年のときも、要するにこれは国際化に対応するといふことで多項制を導入するんだといふことを言いつつてきて、論議の中でもそう言つたわけですが、結局実際にはそうでなかつた。基本は単項制で、実際の中身のなない形だけの多項制だつたといふことがはっきりしたと思ひます。だからこそ、今度こういう改正をせざるを得ない。

ちなみに、去年の十月十五日の東京高裁の判決がありまして、この中でも、政府が多項制の根拠としておりました実施態様項、これは必須要件項

を説明するものであつて、単独では審査の対象になり得ないんだということが判決の中でも言われておりますね。だから、昭和五十年のときに多項制、多項制と言つたけれども、これはまさに破綻したわけですよ。裁判所がこれは認めなかつたわけですね。だからこそ今度は多項制への移行ということで今度の改正になつたと思ひますけれども、これは今まで私が指摘したことを踏まえてあのときちゃんとやっておけばいいものを、強弁して今日までほうっておいたということで、私は当時の特許庁長官もけしからぬと思うのですけれども、そのあたりについていかがなんでしょうか。

○黒田政府委員 制度それ自体は、単項制の場合に極めて明かに単項でございますが、多項制につきましてはいろいろ幅があり得るわけでございます。

昭和五十年当時は、野間委員御指摘のように、国際的な問題、特許協力条約締結といったような問題がございまして、そういう多項制の考え方を取り入れなければならぬ、権利保護という面でも取り入れなければならぬ。同時に大正十年以来の単項制の改善であり、そういう単項制のもとにおける出願の慣行なりあるいは物事の考え方なりが定着している、そういう環境下におきまして多項制をどのように取り入れるかということを當時真剣に検討されたわけでございます。実施態様は必須要件項にいわば付随するものであることは事実でございますが、多項制と言われる中にはこういった形のものも含まれるわけでございます。当時としてはその技術なり社会の発展段階に即応し得るものというふうな考へてきたわけでございます。

ただ、その後におきます技術開発の進歩、内容の複雑さ、高度化、こういったものにこたえるためには、やはり現在の多項制のもとでは十分でないということが明確になり、また国際的にもその改善が求められるに至つておりまして、今回は欧米並みの多項制に改善するというふうな考へておるわけでございます。

○野間委員 だから人が要求したり質問したことをきつちり素直に受けとめてやらなきゃだめだと思つたのですよ。

私が判決と申し上げたのは、「六〇年行々第四九号審決取消請求事件」、これは東京高裁ですね。この判決理由の中ではっきり言つておるわけですよ。「実施態様項の記載は必須要件項の記載の解釈の資料となるに過ぎない。」そう言つていますよ。それとおりなんです。だからちゃんと素直に、余り強弁しないで、やはりきつちりしておかなきゃだめだし、しておたらこんなことはなかつたと思つたのですよ。

時間がありませんから次に進みますけれども、たくさんあるのですが、先ほどもありましたけれども、要するに非関税障壁というふうなことでこれからうんと来る危険性があるのは審査期間が長いという問題ですね。それをどうするか。審査期間、これについてアメリカは一九八二年に中長期計画を立てまして、ここではペーパーレス計画と同時に審査官の増員をやりまして、これをすつと実行しております。増員について見ますと、一九八二年から八五年にかけて八百七十五名を新規に採用する、その後も一年間で八十名程度を新規に採用する。これは特許関係です。商標についても、八一年から八三年、毎年三十名程度増員し、その後二十名程度毎年増員する。だからペーパーレス計画と同時にこうしてうんと増員しておるわけですよ。当たり前ですよ。

特許庁からもらつた資料を見ましても、日本の場合には審査官一人当たり物すこい過重負担になつております。大変なことですよ。アメリカに比べて物すこいです。だからペーパーレス、これは一方ではやむを得ない、やるといふことと同時に、それじゃ人間が要らぬかといへば、そうじゃなくてやはりたくさん要るわけですよ。だから、せめてアメリカのいいところは学ばなきゃならぬと思つたのです。これはいろいろ定数減等々の問題がありますけれども、これは非常に大事な問題ですから、せめてこのくらいはアメリカに

学ぶということは大事だと思つたのです。これは極的に増員を我々も要求しますけれども、要求して、本当にふやさないければ、今のままだったらこれからまだうんと審査期間が延びると思ひますが、いかがですか、見直しも含めて。

○黒田政府委員 審査期間の長期化は貿易摩擦にもなりかねないという点については、私もそのように思つておりました。そのためには、とりあえず短期的な施策としては早期審査の道を開いたわけでございます。もし海外あるいは国内にありませぬ外国企業で早期審査を求めものがあれば、一定の要件は必要でございますけれども、通常の案件に先立つて審査をするという方法を認めておきますので、こういった点で摩擦の緩和になり得るものと思ひますが、根本的に審査期間をより短縮化すべきであるという野間委員の御指摘には私も同感でございます。そのためのツールは、増員も確かに必要でございます。私もこの点について格段に努力をしいかなければならないというふうな思つておりました。

それ以外の、例えば出願の増加に對しまして、その量より質への転換を求め、出願なり審査請求なりの厳選を求めるといふ意味で適正化施策をやるとか、それに特許制度の運用面におきまして各種の効率化のためにペーパーレス、それに民間活力の応用などもあわせて考へてまいりたいと思つております。

○野間委員 これは特許庁が出しております六十二年度「特許行政の現状」、この中にもありますように、一人当たりアメリカでは八十七件、八五年です。これは、それから、日本では一人当たりの処理件数は二百三十件です。西ドイツは五十七件、英国は百七十七件です。日本ははるかに多いわけですよ。処理件数が、それでもアメリカはペーパーレスと同時にこれだけうんと増員しておるわけですよ。これは当たり前だと思つたのです。ですから、必要なところには必要な人間を配置する。これは当たり前ですから。我々もうんと要求しますから、次官、大事な問題ですから、やはり技術立国で

すから、うんと増員要求しなければならぬと思つたのです。我々も一緒にやりますから、いかがですか、その答弁を求めて終わりたいと思ひます。

○佐藤委員長 中川政務次官、簡潔にお願いします。

○中川政府委員 午前中もお答えしましたが、本問題については我々も相当の決意をもつてやつていかなければならぬと思つております。以上で答弁とさせていただきます。

○野間委員 終わります。

○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

特許法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 この際、本案に對し、田原隆君外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。田原隆君。

○田原委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、最近における工

業所有権制度をめぐる内外の諸情勢の変化を踏まえ、工業所有権制度の国際的調和の進展に積極的取組むとともに、特許行政の健全かつ効率的な運用と審査要処理期間の短縮化並びに特許情報提供サービスの改善等を図るため、ペーパーレスシステム構築計画を著実に推進すべきである。

また、特許出願及び実用新案登録出願についてのいわゆる多項制の改正について、出願人等関係者による周知徹底を図りつつ、特許行政実務の円滑な処理に支障を生ずることのないよう審査基準等運用方針を明確にするとともに、技術革新の急速な進展等に迅速かつ的確に対処するため、審査、審判機能の充実、強化等に一層努めるべきである。

以上であります。
附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。
何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
本動議について採決いたします。
田原隆君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○佐藤委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。宮澤通商産業大臣臨時代理。
○宮澤國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重いたしますので、今後行政を進めてまいります所存でございます。

○佐藤委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、来る十八日月曜日午後零時三十分理事會、午後一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後四時二十五分散會

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第二項中、「第二百二十四条」を削る。

第四十三条第二項中「特許出願の日から三月」を「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により当該最初の出願と認められた出願の日
- 二 その特許出願が第四十二条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日
- 三 その特許出願が前項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

第四十三条第四項中、「優先権」を、「当該優先権」に改める。

第七十七条第一項の表中「三千三百円」を「五千円」に、「三千五百円」を「五千三百円」に、「五

千三百円」を「八千円」に、「一万千円」を「一万六千円」に、「二万千円」を「三万二千円」に、「四万二千円」を「六万四千円」に改める。
第二百二十四条を次のように改める。

第二百五十五条 削除

第二百五十五条の見出し中「取下」を「取下げ」に改め、同条第一項中「次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない」と「審決が確定するまでは、取り下げることができない」に改める。

別表第一号から第三号までの規定中「九千五百円」を「一万四千円」に改め、同表第四号中「三万三千円」を「五万円」に、「五千三百円」を「八千円」に改め、同表第五号中「五千八百円」を「八千八百円」に改め、同表第六号中「二万千円」を「三万二千円」に改め、同表第七号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第八号及び第九号中「一万四千五百円」を「二万二千円」に改め、同表第十号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

第二条 特許法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二項ただし書」を「第二項ただし書第一号」に改める。

第六条第一項第三号及び第四号並びに第二項中「第二十三号第一項」の下に、「第二百二十五条の二第一項」を加える。

第九条中「若しくは取下げ」の下に、「特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ」を加える。

第十四条中「及び取下げ」の下に、「特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ」を加える。
第十八条第一項中「第二項ただし書」を「第二項ただし書第一号」に改める。

第二十七条第一項第一号中「設定」の下に、「存続期間の延長」を加える。
第三十六条第四項及び第五項を次のように改める。

4 第二項第四号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
二 特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載した項(以下「請求項」という。)に区分してあること。

三 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。

5 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である特許請求の範囲の記載となることを妨げない。

第三十八条を削り、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十七条 二以上の発明については、これらの発明が一の請求項に記載される発明(以下「特定発明」という。)とその特定発明に対し次に掲げる関係を有する発明であるときは、一の願書で特許出願をすることができる。

一 その特定発明と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明
二 その特定発明と産業上の利用分野及び構成に欠くことができない事項の主要部が同一である発明

三 その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明、その物を使用する方法の発明、その物を取り扱う方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明、その物の特定の性質を専ら利用する物の発明又はその物を取り扱う物の発明

四 その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

五 その他政令で定める関係を有する発明

第四十九条第一号中「第三十七条」を「第三十八号」に改め、同条第三号中「から第五項まで又は第三十八号」を「若しくは第四項及び第五項又は第三十七号」に改める。

第五十二条第三項中「第二百二十五条」を

「第百二十二条第六項」に改める。
第五十五条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条第一項中「二月」を「三月」に、「第三十六条第五項又は第三十八条」を「第三十六条第四項第三号又は第三十七条」に改める。
第六十七条次に次の一項を加える。

3 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが二年以上できなかったときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができ

第六十七条次に次の三条を加える。

(存続期間の延長登録)

第六十七条之二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許番号

三 延長を求めた期間（一年以上五年以下の期間に限る。）

四 前条第三項の政令で定める処分の内容

五 前項の願書には、通商産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。

3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第三項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項及び第二項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後は、することができない。

4 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

5 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、存続期間は、延長されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。

6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条之三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許発明の実施に第六十七条第三項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第三項の政令で定める処分を受けていないとき。

三 その特許発明の実施をすることができなかつた期間が二年に満たないとき。

四 その延長を求めた期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。

五 その出願をした者が当該特許権者でないとき。

六 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。

3 前項の査定があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。
一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居

所

二 特許番号

三 延長登録の年月日

四 延長の期間

五 第六十七条第三項の政令で定める処分の内容

第六十七条の四 第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び第六十三条の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

第六十八条の次に次の一条を加える。
(存続期間が延長された場合の特許権の効力)
第六十八条之二 特許権の存続期間が延長され

た場合（第六十七条の二第五項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。）の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第三項の政令で定める処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物）についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。
第七十条第一項中「規定する十五年」を「規定する存続期間（同条第三項の規定により延長されたときは、その期間）の満了まで」に改め、同項の表を次のように改める。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年九千三百円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万四千五百円に一請求項につき千五百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万九千円に一請求項につき三千円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年五万八千円に一請求項につき六千円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年十一万六千円に一請求項につき一万二千円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年二十三万二千円に一請求項につき二万四千円を加えた額
第十九年及び第二十一年	毎年四十六万四千円に一請求項につき四万八千円を加えた額

第八十条第一項中「あつた日」の下に、「(次項ただし書第一号において「特許査定等贈本送達日」という。）」を加え、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる特許料は、それぞれ当該各号に掲げる期間内に一時に納付しなければならない。

一 出願公告の日から特許査定等贈本送達日までに三年以上を経過した場合における第四年から特許査定等贈本送達日の属する年（特許査定等贈本送達日から特許査定等贈本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、特許査定等贈本送達日の属する年の次の年）までの各年分の特許料、特許査定等贈本送達日から三十日以内

以内
二 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審査の贈本の送達があつた日（以下この号において「延長登録査定等贈本送達日」という。）がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前三十日目に当たる日以後である場合におけるその年の次の年から延長登録査定等贈本送達日の属する年（延長登録査定等贈本送達日から延長登録査定等贈本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、延長登録査定等贈本送達日の属する年の次の年）までの各年分の特許料、延長登録査定等贈本送達日から三十日以内

第百八条第三項中「前項ただし書」を「前項ただし書第一号」に改める。

第百十一条第一項に次の一号を加える。

三 特許権の存続期間の延長登録を無効にするべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料(当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了の日の属する年の翌年以後のものに限る。)

第百十一条第二項中「同項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第百十二条第一項中「第百八条第二項本文」の下に「若しくはただし書第二号」を加え、同条第四項中「第百七条第一項の規定による第四年以後の各年分の」を、「第百八条第二項本文に規定する期間内に納付すべきであつたに」、「第百八条第二項本文」を「同条第二項本文」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百八条第二項ただし書第二号に規定する特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

第百二十三条第一項中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係るものについては、発明を」二以上の請求項に係るものについては、「請求項」に改め、同項第一号中「第三十七條」を「第三十八條」に改め、同項第三号中「第三十六條第三項又は第四項」を「第三十六條第三項又は第四項(第三号を除く。）」及び第五項」に改める。

第百二十五条の次に次の一条を加える。
(存続期間の延長登録の無効の審判)
第百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号の一に該当するときは、その延長登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七條第三項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対してされたとき。

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七條第三項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

三 その延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。

四 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対してされたとき。

五 その延長登録が第六十七條の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対してされたとき。

2 第百二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求について準用する。

3 延長登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、延長登録が第一項第三号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その延長がされなかつたものとみなす。

第百三十二條第一項中「第百二十三條第一項」の下に、「第百二十五條の二第一項」を加える。

第百四十五條第一項中「第百二十三條第一項」の下に、「第百二十五條の二第一項」を加え、「申立」を「申立て」に改める。

第百五十五條第三項中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係る特許の二以上の発明」を「二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項」に、「発明」とを「請求項」とに改める。
第百六十七條中「第百二十三條第一項」の下

に、「第百二十五條の二第一項」を加え、「基づいて」を「基づいて」に改める。

第百六十九條第一項及び第七十四條第三項中「第百二十三條第一項」の下に、「第百二十五條の二第一項」を加える。

第百七十五條及び第七十六條中「係る特許権」の下に「若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権」を、「特許出願」の下に「若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願」を、「設定の登録」の下に「若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録」を加える。

第百七十九條中「訴」を「訴え」に改め、「第百二十三條第一項」の下に、「第百二十五條の二第一項」を加える。

第百八十四條の四第一項中「一年八月」の下に「(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)の規定に基づき日本国を選挙国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年六月。以下「国内書面提出期間」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「同項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に改め、同条第四項中「第一項に規定する期間」及び「その期間」を「国内書面提出期間」に、「基準時」を「国内処理基準時」に、「同項」を「第一項」に改める。
第百八十四條の五第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

第百八十四條の五第二項第一号中「同項に規定する期間内又は同項に規定する時」を「国内書面提出期間内」に改め、同項第四号中「前項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に改める。
第百八十四條の六第二項中「日本語特許出願に係る国際出願日における明細書」を「日本語でされた国際特許出願(以下「日本語特許出願」という。))に係る国際出願日における明細書」に改める。

第百八十四條の七第一項中「基準時」を「国内処理基準時」に改める。

第百八十四條の八中「基準時の属する日まで」とあるのは「第百八十四條の五第一項に規定する期間内(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時まで)」と、を削る。

第百八十四條の九第一項中「優先日から一年八月を経過した後(条約第二十一條に規定する国際公開(以下「国際公開」という。))がされた国際特許出願であつて優先日から一年八月以内に出願人から出願審査の請求があつたものについては」を「国内書面提出期間の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一條に規定する国際公開(以下「国際公開」という。))がされているものについては」に改め、同条第五項中「除く。」とあるのは「除く。」及び「又は第六十七條の二第二項の資料」とあるのは「又は」に改める。

第百八十四條の十の二第一項中「第百八十四條の五第一項に規定する期間内(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時まで)」において「を」を「国内処理基準時まで」に改め、同条第二項中「(外国語特許出願の出願人にあつては、第百八十四條の四第一項の規定により翻訳文を提出した者に限る。))」を削り、「第百八十四條の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後)」を「国内処理基準時の属する日後」に改める。
第百八十四條の十一第一項中「基準時」を「国内処理基準時」に改める。
第百八十四條の十一の二中「第百八十四條の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後)」を「国内処理基準時の属する日

後」に改める。

第八百八十四条の十一の第三項中「第八百八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項に規定する期間が満了した時（その期間内に申請人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時）」を「第八百八十四条の四第四項若しくは実用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時」に、「時」を「時」に改める。

第八百八十四条の十二中「第四十八条の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項」を「第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては同法第四十八条の五第一項」に改める。

第八百八十四条の十三中「優先日から一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)の規定に基づき日本国を選挙国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年六月）を経過した」を「国内書面提出期間の経過」に改める。

第八百八十四条の十六第五項中「第一項に規定する期間が満了した時（その期間を「国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間）」に、「基準時」を「国内処理基準時」に、「同項」を「第一項」に、「第八百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後（その期間内に申請人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後）」を「国内処理基準時の属する日後」に、「優先日から一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)の規定に基づき日本

国を選挙国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年六月）を経過した」を「国内書面提出期間の経過」に改める。

第八百八十五条の見出し中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係るもの」を「二以上の請求項に係る特許又は特許権」に改め、同条中「特許請求の範囲に記載された二以上の発明」を「二以上の請求項」に改める。

第八百八十六条ただし書第一号中「又は願書に添付した」を「若しくは願書に添付した」に改め、「除く」の下に「又は第六十七条の第二項の資料」を加える。

第八百九十三条第二項第一号中「又は出願公開」を「若しくは出願公開」に、「又は特許出願」を「若しくは特許出願」に改め、「無効」の下に「又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ」を加え、同項第五号中「第八百九十二条第四項の下に」又は第五項」を加える。

第八百九十五条第三項中「添付した」を「添付した」に、「特許請求の範囲に記載した発明を」を「請求項について」を「請求項について」に改める。

第八百九十七条中「特許」の下に「特許権の存続期間の延長登録」を加える。
別表第十号を同表第十二号とし、同表第九号中「再審」の下に「次号に掲げるものを除く」を加え、「二万二千円に一発明につき二万二千円」を「三万九千六百円に一請求項につき四万四千円」に改め、同号を同表第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一

特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者

一件につき四万四千円

別表中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同表第四号中「五万円に一発明につき八千円」を「五万六千二百

四

特許権の存続期間の延長登録の出願をする者

一件につき四万九千円

別表備考を削る。

(実用新案法の一部改正)

第三条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七号の二第二項中「第三十八条」を削る。
第三十一条第一項第一号中「四千五百円」を「六千八百円」に改め、同項第二号中「九千円」を「一万三千五百円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万七千円」に改める。
第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

別表第一号から第三号までの規定中「七千円」を「一万円」に改め、同表第四号中「二万二千円」を「三万二千円」に改め、同表第五号中「二千九百円」を「四千四百円」に改め、同表第六号中「二万二千円」を「三万二千円」に改め、同表第七号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第八号中「一万四千五百円」を「二万二千円」に改め、同表第九号及び第十号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

第四条 実用新案法の一部を次のように改正する。

第五条第四項及び第五項を次のように改める。
4 第二項第四号の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。
- 二 実用新案登録を受けようとする考案の構成に欠くことができない事項のみを記載した項（以下「請求項」という。）に区分して

あること。

三 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。

5 前項の規定は、その記載が一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である実用新案登録請求の範囲の記載となることを妨げない。

第六条を次のように改める。

第六条 二以上の考案については、これらの考案が一の請求項に記載される考案（以下「特定考案」という。）とその特定考案に対し次に掲げる関係を有する考案であるときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができ

- 一 その特定考案と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である考案
- 二 その特定考案と産業上の利用分野及び構成に欠くことができない事項の主要部が同一である考案
- 三 その他政令で定める関係を有する考案

第九条第一項中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第十一条第一号中「第三十七条」を「第三十八条」に改め、同条第三号中「第五条第三項から第五項まで」を「第五条第三項若しくは第四項及び第五項」に改める。

第十三条中「申立」を「申立て」に改める。
第十四条第二項中「第三十一条第一項第一号」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「規定する十年」を「規定する存続期間の満了まで」に、「次に」を「次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

各年の区分	金	額
第一年から第三年まで	毎年六千四百円に一請求項につき七百円を加えた額	
第四年から第六年まで	毎年一万二千四百円に一請求項につき千四百円を加えた額	
第七年から第十年まで	毎年二万四千二百円に一請求項につき二千八百円を加えた額	

第三十二條第一項中「前條第一項第一号」を「前條第一項」に改め、「あつた日」の下に「(次項において「登録査定等謄本送達日」という。)」を加え、同條第二項中「前條第一項第二号又は第三号」を「前條第一項」に改め、「実用新案登録をすべき旨の」を削り、「査定又は審決の謄本の送達があつた日」及び「その日」を「登録査定等謄本送達日」に、「みたない」を「満たない」に改める。

第三十三條第四項中「第三十一條第一項第一号又は第三号」を「第三十一條第一項」に改める。

第三十四條を次のように改める。
(特許法の準用)

第三十四條 特許法第九條(特許料の減免又は猶予)、第九十條(利害關係人による特許料の納付)並びに第九十一條第一項(第三号を除く。)、及び第二項(既納の特許料の返還)の規定は、登録料について準用する。

第三十七條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

第三十七條第一項第一号中「第三十七條」を「第三十八條」に改め、同項第三号中「第五條第三項又は第四項」を「第五條第三項又は第四項(第三号を除く。)」及び第五項に、「みたして」を「満たして」に改める。

第四十一條中「から第五十四條まで、第五十五條第一項及び第二項並びに第五十六條」を削る。

第四十八條の四第一項中「一年八月」の下に「(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)(a)の規定に基づき日本国を選擇国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年六月。以下「国内書面提出期間」という。)」を加え、同條第二項中「前

項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に、「同項」を「前項」に改め、同條第三項中「同項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に改め、同條第四項中「第一項に規定する期間」及び「その期間」を「国内書面提出期間」に、「基準時」を「国内処理基準時」に、「同項」を「第一項」に改める。

第四十八條の五第一項各号列記以外の部分の次のように改める。

国際実用新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

第四十八條の五第二項第一号中「同項に規定する期間内又は同項に規定する時」を「国内書面提出期間内」に改め、同項第四号中「前項に規定する期間」を「国内書面提出期間」に改める。

第四十八條の六第二項中「日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書」を「日本語でされた国際実用新案登録出願(以下「日本語実用新案登録出願」という。))に係る国際出願日における明細書」に改める。

第四十八條の七第一項及び第二項中「基準時」を「国内処理基準時」に改める。

第四十八條の八第一項中「優先日から一年八月を経過した後(条約第二十一條に規定する国際公開(以下「国際公開」という。))がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年八月以内に出願人から出願審査の請求があつたものについては、」を「国内書面提出期間の経過後(国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際実用新案登録出願であつて条約第二十一條に規定する国際公開(以下「国際公開」という。))がされているものについては、」に改める。

時」を「第四十八條の四第四項若しくは特許法第九十條の四第四項の国内処理基準時」に、「時」を「時」に改める。

第四十八條の九中「第八十四條の五第一項の日本語特許出願にあつては同項」を「第八十四條の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第九十條の五第一項」に改める。

第四十八條の十中「優先日から一年八月(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)(a)の規定に基づき日本国を選擇国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年六月)を経過した」を「国内書面提出期間の経過」に改める。

第四十八條の十四第五項中「基準時」を「国内処理基準時」に改める。

第五十條の次に次の一條を加える。

(二)以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての(特則)

第五十條の二、二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二條第三項(第十三條の三第四項において準用する場合を含む。)、第二十條第一項第一号、第三号

若しくは第五号、第二十六條において準用する特許法第九十七條第一項若しくは第九十八條第一項第一号、第三十四條において準用する特許法第九十一條第一項第二号、第三十七條第二項(第四十條第二項及び第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。)、第三十九條第四項、第四十一條において準用する特許法第九十五條、第四十四條、第四十五條において準用する特許法第九十七條、第四十九條第一項第一号、第五十三條第二項において準用する特許法第九十三條第二項第五号若しくは特許法第八十條第一項第二号、第四号若しくは第五号又は次の表の第一欄に掲げる規定において、同欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定において若しくは同表の第一欄に掲げる規定において準用する同表の第二欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定においてそれぞれ準用する同表の第四欄に掲げる規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第四十一條		特許法第五十九條第三項	
第四十二條		特許法第六十一條の三第三項	
第四十三條	特許法第七十四條第三項	特許法第五十九條第三項	特許法第五十二條第三項
第四十四條	特許法第八十四條の十第二項	特許法第六十五條の三第四項	特許法第五十二條第三項
第四十五條		特許法第七十四條第三項	特許法第三十二條第一項

第五十四條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同條第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項

中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 実用新案登録出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該実用新案登録出

願の願書に添付した明細書についてした補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の料金は、同項の規定にかかわらず、実用新案登録出願人が納付しなればならない。

別表第四号中「三万二千円」を「三万四千円」に請求項につき千円を加えた額に改め、同表第九号中「四万四千円」を「三万九千六百円」に請求項につき四千四百円を加えた額に改める。
(意匠法の一部改正)

第五条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「第百八十四条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項」を「第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項」に改め、同条第二項中「第百八十四条の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項」を「第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては同法第四十八条の五第一項」に改める。
第十五条第一項中「第三十七条」を「第三十八条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

第四十二条第一項各号列記以外の部分中「十五年」を「存続期間の満了まで」に改め、同項第一号中「四千五百円」を「六千八百円」に改め、同項第二号中「九千円」を「一万三千五百円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万七千円」に改め、「同条第二項中「四千五百円」を「六千八百円」に改める。

第四十五条中「及び第百十一条」を「並びに第百十一条第一項(第三号を除く。）」及び第二項」に改める。

第一類第九号 商工委員会議録第三号 昭和六十二年五月十四日

に改める。

第四十八条第一項第一号中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。
第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除
別表第一号中「八千四百円」を「一万三千元」に、「四千二百円」を「六千五百円」に改め、同表第二号中「二千七百円」を「四千四百円」に、「千四百円」を「二千四百円」に改め、同表第三号中「一万円」を「三万二千円」に改め、同表第四号中「二万九千円」を「四万四千円」に改め、同表第五号中「一万四千五百円」を「二万二千円」に改め、同表第六号及び第七号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

(商標法の一部改正)
第六条 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「商標登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

第十七条中「申立」を「申立て」に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、同法第五十五条第一項中「三月」とあるのは、「二月」と読み替えるものとする。

第四十条第一項中「四万四千円」を「五万三千元」に改め、同条第二項中「八万四千円」を「十万円」に改める。
別表第一号中「一万四千円」を「一万七千円」に、「二万八千円」を「三万四千円」に改め、同表第二号中「五千八百円」を「八千八百円」に改め、同表第三号中「二万二千円」を「三万二千円」に改め、同表第四号及び第五号中「二万九千円」を「四万四千円」に改める。

附則
(施行期日)

第一類第九号 商工委員会議録第三号 昭和六十二年五月十四日

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条の規定中意匠法第十五条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定中商標法第十三条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条、附則第四条、第六条、第七条、第八条及び第十一条の規定 昭和六十二年六月一日

二 第二条の規定中特許法第百八十四条の四第一項から第四項までの改正規定、同法第百八十四条の五第一項並びに第二項第一号及び第二号の改正規定、同法第百八十四条の六第二項の改正規定、同法第百八十四条の七第一項の改正規定、同法第百八十四条の八の改正規定、同法第百八十四条の九第一項の改正規定、同法第百八十四条の十の改正規定、同法第百八十四条の十一及び第二項の改正規定、同法第百八十四条の十一第一項の改正規定、同法第百八十四条の十一第二項の改正規定、同法第百八十四条の十二の改正規定、同法第百八十四条の十三の改正規定並びに同法第百八十四条の十六第五項の改正規定、第四条の規定中実用新案法第四十八条の四第一項から第四項までの改正規定、同法第四十八条の五第一項並びに第二項第一号及び第二項の改正規定、同法第四十八条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の七第一項及び第二項の改正規定、同法第四十八条の八の改正規定、同法第四十八条の九の改正規定、同法第四十八条の十の改正規定並びに同法第四十八条の十四第五項の改正規定並びに第五条の規定中意匠法第十三条の二第一項及び第二項の改正規定、千九百七十年六月

十九日にワシントンで作成された特許協力条約第六十四条(b)の規定による同条(2)(a)の宣言の撤回の効力の発生の日
(第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 前条ただし書第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料であつて特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、第一条の規定による改正後の特許法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした特許権に係る特許法第百二十三条第一項の審判については、第一条の規定による改正前の特許法第百二十四条の規定は同日以後も、なおその効力を有する。
(第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第四十九條第三号、第五十五條第一項ただし書、第百二十三條第一項各号列記以外の部分及び第三号、第百五十五條第三項、第百八十五條並びに第百九十五條第三項の規定は、この法律の施行後にした特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

2 新特許法第五十五条第一項本文(実用新案法第十三条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にした特許出願の特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての新特許法第百七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年五千円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき五千三百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年八千円に一発明につき八千円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万六千円に一発明につき一万六千円を加えた額
第十年から第十二年まで	毎年三万二千円に一発明につき三万二千円を加えた額
第十三年から第十五年まで	毎年六万四千円に一発明につき六万四千円を加えた額
第十六年から第十八年まで	毎年十二万八千円に一発明につき十二万八千円を加えた額
第十九年及び第二十年	毎年二十五万六千円に一発明につき二十五万六千円を加えた額

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての新特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第五号中「五万六千二百円に一請求項につき千八百円」とあるのは、「五万四円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき千八百円」と、同表第十号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは、「二万二千円に一発明につき二万二千円」とする。

(第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであつた登録料であつて実用新案法第三十四条において準用する特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、第三条の規定による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした実用新案権に係る実用新案法第三十七条第一項の審判については、第三条の規定による改正前の実用新案法第三十八条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の実用新案法(以下この条において「新実用新案法」という。)第五條第四項及び第五項、第六條、第十一條第三号、第三十七條第一項各号列記以外の部分及び第三号、第四十一條、第五十條の二並びに第五十四條第三項の規定は、この法律の施行後にした実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納付についての新実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年六千八百円
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円
第七年から第十年まで	毎年二万七千円

3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る手数料の納付についての新実用新案法第五

十四條第二項の規定の適用については、別表第四号中「三万九千円に一請求項につき千円を加えた額」とあるのは、「三万二千円」と、同表第九号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは、「四万四千円」とする。

(第五条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料については、第五条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした意匠権に係る意匠法第四十八条第一項の審判については、第五条の規定による改正前の意匠法第四十九条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(特許法等の一部を改正する法律による改正前の特許法の一部改正)

第七條 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の特許法(以下「旧法」という。)第七條第一項の表中、「一発明につき三千五百円」を、「一発明につき五千三百円」に、「一発明につき五千三百円」を、「一発明につき一万六千円」に、「一発明につき二万二千円」を、「一発明につき二万二千円」に、「一発明につき二万四千円」を、「一発明につき六万四千円」に改める。

(旧法の改正に伴う経過措置)

第八条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に旧法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の旧法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(追加の特許権についての特則)

第九條 追加の特許権及び旧法第七十五條第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権になつたときの当該独立の特許権については、新特許法第六十七條第三項の規定にかかわらず、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

2 特許権の存続期間の延長登録の出願があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、その追加の特許権の存続期間は、原特許権とともに延長されたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又はその存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。

3 特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、原特許権の存続期間が延長された期間についてその追加の特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定した場合において、その特許権に追加の特許権があるときは、その追加の特許権の当該延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録が新特許法第二百二十五條の二第一項第三号に該当する場合において、その特許権の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、当該超える期間について、その追加の特許権の存続期間の延長がされなかつたものとみなす。

(旧法の一部改正)

第十条 旧法第七條第一項を次のように改める。

特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四條の規定により特許権が消滅し、又は第六十七條第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年六千八百円
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円
第七年から第十年まで	毎年二万七千円

第九條 追加の特許権及び旧法第七十五條第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権になつたときの当該独立の特許権については、新特許法第六十七條第三項の規定にかかわらず、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

2 特許権の存続期間の延長登録の出願があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、その追加の特許権の存続期間は、原特許権とともに延長されたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又はその存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。

3 特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、原特許権の存続期間が延長された期間についてその追加の特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定した場合において、その特許権に追加の特許権があるときは、その追加の特許権の当該延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録が新特許法第二百二十五條の二第一項第三号に該当する場合において、その特許権の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、当該超える期間について、その追加の特許権の存続期間の延長がされなかつたものとみなす。

(旧法の一部改正)

第十条 旧法第七條第一項を次のように改める。

特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第七十四條の規定により特許権が消滅し、又は第六十七條第三項に規定する存続期間が満了するまでの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	額
第一年から第三年まで	毎年一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)につき五千三百円
第四年から第六年まで	毎年一発明につき八千円
第七年から第九年まで	毎年一発明につき一万六千円
第十年から第十二年まで	毎年一発明につき三万二千円
第十三年から第十五年まで	毎年一発明につき六万四千円
第十六年から第十八年まで	毎年一発明につき十二万八千円
第十九年及び第二十一年	毎年一発明につき二十五万六千円

(政令への委任)
 第十一条 附則第二条から第六条まで及び第八条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由
 産業技術の高度化・複雑化に伴う技術開発成果の十分な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増大等工業所有権制度をめぐる最近の情勢の変化に対処するため、特許出願及び実用新案登録出願についてのいわゆる多項制の改善を行うとともに、安全性の確保等を目的とする法規制により相当の期間にわたり特許発明の実施ができなかつた特許権についてその存続期間の延長ができることとする等制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律
 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第

七十七号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項に次の二号を加える。
 七 情報処理又は電気通信の高度化により経済社会の情報化及び国際化に即応した都市機能の高度化又は港湾の利用の高度化を図るために設置される次の施設
 イ 情報処理の事業の業務を行うための施設であつて、内外の各種の情報につき計算・検索その他これらに類する処理を高度に行うための機能を有するもので、かつ、広く一般的に設置される会議場施設その他の共同利用施設を含む。
 ロ 電気通信の業務を行うための施設であつて、通信衛星を利用して本邦外又は本邦内の場所との間の電気通信を高度に行うための機能を有するもので、かつ、広く一般的に設置される会議場施設その他の共同利用施設を含む。
 ハ 事業場として相当数の企業等に利用させるための施設であつて、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、イ又はロに掲げる施設の機能を活用するための共同利用設備を備え、かつ、建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもので、それぞれイ又はロに掲げる施設

と一体的に設置されるもの
 八 外国企業等の我が国の市場の開拓を円滑化するために設置される施設であつて、事業場として相当数の外国企業等に利用させるための施設及び当該外国企業等の業務の円滑な実施を図るための展示施設、研修施設その他の共同利用施設を備えたもの
 第三号第三項中「前条第一項第一号から第五号まで」の下に、「第七号及び第八号」を加え、「及び第六号」を「から第八号まで」に改める。
 第四号第三項第四号中「及び第六号」を「から第八号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
 三 第二条第一項第七号に掲げる特定施設にあつては、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区に設置されるものであること。
 第九号中「第二条第一項第五号」の下に、「第七号及び第八号」を加える。
 第五十九号第三号中「第二条第一項第五号」の下に、「及び第八号」を加え、同条に次の一号を加える。
 六 第二条第一項第七号に掲げる特定施設については、次に掲げる区分に応じ、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣又は建設大臣
 イ 第二条第一項第七号に掲げる施設のみが設置されるもの 通商産業大臣(基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設の整備に関するもの)及び当該特定施設が特定都市開発地区(特定港湾開発地区を除く。)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び建設大臣、基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの)及び当該特定施設が特定都市開発地区(特定港湾開発地区を除く。)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については運輸大臣及び郵政大臣、当該特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣

て整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び運輸大臣、当該特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣

同号ハに掲げる施設が一体として設置されるもの 郵政大臣及び建設大臣（基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣）

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八条第二項中「特定施設」の下に「(同項第七号ハ及び第八号に掲げるものを除く。以下本条において同じ。)」を加える。

理由

最近における内外の経済的環境の変化にかんがみ、経済社会の情報化及び国際化に即応した都市機能の高度化又は港湾の利用の高度化を図るために設置される施設並びに外国企業等の我が国の市場の開拓を円滑化するために設置される施設を特定施設に加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員會議録第二号中正誤

ページ	段 行	誤	正
九	一	三 どういう	どうか
九	三	末二) さりとと	さりとて
一〇	四	三) しかなければ	いかなければ
一〇	二	〇 税政	税制
一〇	六	四 訪米	訪米
一一	二	二 価値感	価値観